

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1【議案第37号】

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・1

2【議案第39号】

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・2

3【議案第38号、議案第40号、議案第41号】

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の改正について・・・3

4【議案第42号】

食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案について・・・4

5【議案第43号】

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について・・・5

6【議案第69号】

第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015-2018）の策定について・・・9

7【議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号】

国の基準の一部改正に伴う介護保険事業の関係条例の改正について・・・11

《所管事項説明》

1 三重県における薬物の濫用防止に関する条例制定の基本的な考え方について・・・13

2 新たな生活困窮者自立支援制度の開始について・・・16

3 「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（最終案）について・・・21

4 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（最終案）について・・・31

5 地域医療介護総合確保基金について・・・36

6 地域医療構想について・・・39

7 医師・看護職員確保対策について・・・41

8 国民健康保険の財政運営の都道府県化について・・・43

9 がん医療提供体制について・・・44

10 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（最終案）について・・・48

11 「三重県家庭的養護推進計画」（最終案）について・・・58

12 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（最終案）について・・・61

13 包括外部監査結果に対する対応について・・・66

14 各種審議会等の審議状況の報告について・・・81

《別冊》

（別冊1）第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（最終案）

（別冊2）「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（最終案）

（別冊3）「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（最終案）

（別冊4）「三重県家庭的養護推進計画」（最終案）

（別冊5）「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（最終案）

1 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」といいます。）の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

地域において生活介護や短期入所のサービスが提供されていないこと等により、生活介護や短期入所のサービスを受けることが困難な障がい者に対して、介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護*事業所で一定の要件を満たすところを、基準該当障害福祉サービス（基準該当生活介護、基準該当短期入所）とみなして、障がい者が利用できることになっています。

しかしながら、平成 24 年度に新たに創設された介護保険制度の複合型サービス*においては、小規模多機能型居宅介護の機能を有しているにも関わらず、基準該当障害福祉サービスの対象となっていないことから、障がい者を受け入れることができませんでした。

そこで、今回の基準省令の一部改正に伴い、複合型サービス事業所が基準該当障害福祉サービスの対象となるように、基準該当生活介護及び基準該当短期入所*の対象の拡大に関する規定を整備します。

また、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

※小規模多機能型居宅介護

介護保険上の制度で、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することにより、中重度になっても在宅での生活ができるよう支援するもの。

※複合型サービス

介護保険上の制度で、小規模多機能型居宅介護での「通い」「泊まり」に加え医療ニーズの高い利用者に「訪問看護」「訪問介護」を行うもの

※基準該当生活介護・基準該当短期入所

障害者総合支援法に基づく、指定障害福祉サービスの基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス（基準該当生活介護・基準該当短期入所）として特例介護給付費が支給される。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）

2 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」といいます。）の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

地域において児童発達支援のサービスが提供されていないこと等により、児童発達支援のサービスを受けることが困難な障がい児に対して、介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業所で一定の要件を満たすところを、基準該当通所支援（基準該当児童発達支援[※]）とみなして、障がい児が利用できることになっています。

しかしながら、平成 24 年度に新たに創設された介護保険制度の複合型サービスにおいては、小規模多機能型居宅介護の機能を有しているにも関わらず、基準該当通所支援の対象となっていないことから、障がい児を受け入れることができませんでした。

そこで、今回の基準省令の一部改正に伴い、複合型サービス事業所が基準該当通所支援の対象となるように、基準該当児童発達支援の対象の拡大に関する規定を整備します。

また、指定放課後等デイサービスの従業者および利用定員について、主として重症心身障がい児を通わせる場合の規定を追加します。

さらに、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

※基準該当児童発達支援

児童福祉法に基づく、指定障害児通所支援の基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障がい児を受け入れた場合、基準該当通所支援（基準該当児童発達支援）として特例障害児通所支援給付費が支給される。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）

3 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の改正について

1 改正理由

児童福祉法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものです。

2 改正内容

【議案第 38 号】「三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第 40 号】「三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第 41 号】「三重県立草の実リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」

法の一部改正に伴う条項ずれの規定を整理します。

3 施行期日

公布の日

4 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する 条例案について

1 改正理由

食品衛生法に基づく食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の一部改正に鑑み、公衆衛生上講ずべき措置基準の規定を整備するものです。

2 改正内容

- (1) 新たに危害分析・重要管理点方式（HACCP）を用いて衛生管理を行う場合の基準を追加します。
- (2) 事業者が消費者等から食品等に関する苦情を受けた場合の保健所等に対する報告義務の規定を追加します。

3 その他

本条例案について、パブリックコメントの募集を行いました。意見等はありませんでした。

4 施行期日

平成 27 年 7 月 1 日

5 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

携帯電話等を所有する青少年が増え、不適切なインターネット利用により青少年が有害情報を閲覧する危険性が高まり、犯罪被害に巻き込まれる事例も見られることから、青少年が携帯電話等から安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、フィルタリング※サービスの利用の徹底等について規定を整備するものです。

また、ライフスタイルの変化や携帯電話等の低年齢層への普及に対応するため、これまで本条例で保護され、健全な育成をはかる青少年の対象に含まれていなかった「6歳未満」についても対象とするよう、併せて規定を整備するものです。

※フィルタリング・・・有害情報等の閲覧を自動的に遮断する技術的な手段

2 改正内容

(1) 青少年の携帯電話等からのインターネット利用に関する携帯電話事業者等及び保護者への義務規定などを追加します。

① 事業者等（事業者・販売店）への義務づけ

- ・携帯電話等の購入者に対して使用者が青少年かどうかを確認すること。
- ・携帯電話等の使用者が青少年である場合、購入者に対して、フィルタリングサービスや青少年有害情報等に関する説明を行うこと。また、当該内容を記載した書面を交付すること。
- ・保護者から提出されたフィルタリングサービスを利用しない正当な理由を記載した書面を保存すること。

② 保護者への義務づけ

- ・フィルタリングサービスを利用しない場合、事業者等に正当な理由を記載した書面を提出すること。

③ 事業者等に対する県の措置

- ・保護者への説明義務等を履行しない事業者等に対して、勧告、公表を行う。

(2) 条例に規定する保護等の対象について「6歳未満」も対象とします。

本条例により保護され、健全な育成を図る対象である青少年の定義を「6歳以上18歳未満」から「18歳未満」に改めます。

※ 上記改正内容の他、文言の修正等、規定の整備を行います。

3 その他

本条例案について、パブリックコメントの募集を行ったところ、2名（うち1名は団体）から計8件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要・ご意見に対する県の考え方は別添のとおりです。

4 施行期日

平成27年7月1日

パブリックコメントでいただいたご意見の概要・ご意見に対する考え方

別 添

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1-1	全体	条例の改正の趣旨には大いに賛成。より実効性を伴うために、小・中・高の保護者はもちろん、 <u>幼児期の（お子さんを持つ）保護者にも、今改正の趣旨を伝えていく必要がある。</u>	青少年のインターネット利用については、青少年を監護する保護者の意識の醸成が重要であることから、県としても、保育所・幼稚園を対象とした講座の開催等により、 <u>幼児を持つ保護者を含め、意識・知識の向上に向けた取組を一層進めてまいりたい</u> と考えています。
1-2	保護者への義務付け	フィルタリングサービスを利用しない正当な理由のうち「保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握し、当該青少年が有害情報を閲覧させないようにする場合」があいまいであることから、この項目は削除し、 <u>基本的に全員がこの条例に従わざるを得ないというものにしていくべき。</u>	フィルタリングサービスの利用にかかる判断は、書面の提出を含め、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者が、それぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて行うことが適当であることから、同サービスを利用しない理由として、 <u>保護者本人が子どものインターネット利用について適切に管理を行うということであれば、その意思を尊重することが大切である</u> と考えています。
1-3	知事による監督・罰則等	事業者に対する監督や罰則について、事業者が趣旨をとらえ、正しく運用していくような強制力が必要があり、 <u>監督や罰則をより強固なものにすべき</u> であり、 <u>抜け道をとるような業者が出ないよう指導</u> をお願いします。	立入調査の拒否にかかる罰則の取扱いについては、他の業種に対する扱いとの関係もあり、 <u>携帯電話事業者のみを強化することは困難</u> ですが、 <u>事業者丁寧に説明</u> していくことにより、適切な対応が図られるよう進めてまいります。
2-1	改正の主旨	フィルタリングサービスは青少年の有害情報の閲覧リスク軽減に有効な手段ではあるが十分ではないことから、 <u>携帯電話契約時の取組だけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた普及啓発も必要である。</u> 保護者等が積極的に啓発の場に参加する仕組みを取り入れられたい。	青少年の不適切なインターネットの使用を防止するためには、フィルタリングサービスによる利用環境の整備のみならず、 <u>青少年自身がインターネットを適切に利用する力を身につけることが重要と認識</u> しています。そのためには保護者やその他青少年の育成に携わる方々が青少年の適切なインターネット利用についてより高い意識及び知識を持っていただくことが必要であると認識しており、 <u>県としても、保護者等への効果的な啓発を一層進めてまいりたい</u> と考えてます。
2-2	携帯電話事業者への義務付け	携帯電話事業者等は、すでに携帯電話の利用者が青少年であるかどうかの確認、携帯電話インターネット利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等について独自の書面を用いて説明を行っている。説明書交付義務の追加に当たっては、 <u>説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている様式をもって要件を満たすこととされたい。</u>	各事業者の自主的な取組もふまえ、事業者が使用する説明書については、 <u>様式を定めるのではなく、説明が必要な項目を規則において規定することにより、これらの項目の内容が含まれていれば、現在、各事業者が使用している様式をもって要件を満たすもの</u> としたいと考えています。

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2-3	携帯電話事業者への義務付け	<p>携帯電話事業者等は、すでに自主的に無線LAN経由でのインターネット接続について店頭にて注意すべき事項の説明を行っている。</p> <p>また「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、事業者に対し、フィルタリングソフトウェア（アプリ）の内容等に関して能動的な説明義務はなく、携帯電話事業者等に法令上の義務はない。これらをふまえると、本条例改正案は、本来無線LAN経由でのインターネット接続を提供している電気通信事業者等に対して課せられるべき説明義務を携帯電話事業者等に課しており、法の規定を逸脱した過重な責任を課しているのではないかと。無線LAN経由でのインターネット接続に関する注意事項の説明については、条例で規定することなく、携帯電話事業者等の自主的努力への期待に留められたい。見直しを強く希望する。</p>	<p>各事業者は、社会的要請に応える形で、すでに法令上の義務を超えて様々な取組やご説明等を行っているところです。</p> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において携帯電話事業者等に青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務を課している理由は、青少年が携帯電話等を通じて青少年有害情報を閲覧する可能性が高いことに鑑み、規定されたものであり、今回の条例改正による「携帯電話事業者等に説明義務を課すること」についても、これと同じ趣旨で規定するものであることから、同法に矛盾するものではないと考えます。</p> <p>また、今回の条例改正の趣旨は、事業者のみならず、保護者についても果たすべき責務を規定し、県としてこれに必要な措置を講じることで、青少年が携帯電話等から安全に、安心してインターネットを利用できるよう、取組をさらに進めていこうとするものであり、引き続きご理解とご協力をいただきたいと思います。</p>
2-4	保護者への義務付け 携帯電話事業者への義務付け	<p>携帯電話事業者等は、すでに保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際に、保護者にその理由を署名で提出させる等の運用を行っている。条例で様式を定め、保護者に二重の申告を強いることのないよう配慮されたい。合わせて、当該書面の保存方法についても、各事業者の現在の運用をもって要件を満たすものとされたい。</p> <p>また、電気通信事業者は、電気通信事業者法第121条の規定により、仮に保護者が申出書を提出しない場合であっても役務提供を拒むことができない。解除申出の運用と電気通信事業者法との整合性等も考慮したうえで、今後も携帯電話事業者等と意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないよう配慮願いたい。</p>	<p>各事業者の自主的な取組もふまえ、保護者に提出を課する文書の様式を定めるものではなく、必要な記載事項を規則において規定することにより、これらの内容が含まれていれば、現在、各事業者が使用している様式をもって要件を満たすものとして考えています。ただし、書類の保存については、その必要性に鑑み、保存期間や記録の方法等、統一的に規定したいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、「電気通信事業法」との関係につきまして、今回の条例改正が、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において規定する青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務の規定と目的を同じくするものであることから、「電気通信事業法」と齟齬を生じるものではないと考えていますので、ご理解をお願いします。</p>
2-5	その他	<p>青少年の健全育成には社会全体の協力が重要である。携帯電話事業者等は、保護者にフィルタリングサービスの必要性が理解されるよう携帯電話教室の開催など様々な施策を実施している。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、県もこのような民間の取組を支援するとともに、保護者及び青少年に対し、更なるリテラシー教育・啓発活動の推進を図ってほしい。</p>	<p>ご意見の主旨をふまえ、三重県としても保護者や青少年等の情報リテラシーに関する意識・知識向上に向けた取組について、より一層進めてまいりたいと考えていますので、ご協力をお願いします。</p>

6 第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2015-2018)の策定について

1 策定理由

県では、平成 23 年 3 月に第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。この計画が平成 27 年 3 月末で終了することから、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「条例」といいます。）に基づき、策定するものです。

2 計画期間

平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度までの 4 年間とします。

3 計画の概要

概要は別紙のとおりです。

4 計画の推進について

条例第 9 条に基づき設置している「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

また、庁内会議において計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

第1章 計画策定の趣旨

I 経緯

- 平成11年4月 「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」の施行
- 平成19年3月 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改正
- 平成19年7月 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010」の策定
- 平成23年3月 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2011-2014」の策定

II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

- ・高齢者（65歳以上）の割合が26.1%（平成25年10月1日現在）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はあわせて96,429人（平成26年4月1日現在）
- ・在留外国人数42,945人（平成25年12月末現在）
- 外国人の延べ宿泊者数 130,890人（平成25年）

III 計画策定の趣旨

- 次のような本県をとりまく状況に対応するために策定し、多様な取組を計画的に実施
- ・障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な方が生活し、または訪れており、高齢者の県民全体に占める割合はさらに高くなっていく
 - ・地域のサポートが得られていると感じている子育て世代の人たちが半数程度にとどまっている
 - ・「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていくこととしている
 - ・平成33年に第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されている
 - ・平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行される

第2章 これまでの取組の検証

I これまでの取組の成果

- ユニバーサルデザインの意識づくり
 - ・「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」平成18年度 33% ⇒平成26年度 64.1%
 - ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施、UDアドバイザーの養成
 - ・「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入 など
- だれでもが暮らしやすいまちづくり
 - ・歩行空間（道路、信号機）の整備
 - ・交通システム（鉄道駅、路線バス）のバリアフリー化 など
- だれでもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供
 - ・各種申請手続きの電子化
 - ・だれでもが参加しやすいイベントの実施、わかりやすい情報の提供のためのガイドラインの作成

II これまでの取組の課題

- ユニバーサルデザインの意識の啓発
 - ・意識づくりに一定の成果は見られるものの、意識の浸透が十分でない
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の高齢化
- 利用者視点のまちづくり
 - ・施設整備は着実に進んでいるが、認知度が低い ・施設を整備する事業者や施設管理者への啓発の必要性
- わかりやすい情報・利用しやすいサービスの提供
 - ・ハード面の満足度に比べ、製品や情報に関する満足度やサービスの提供に関する満足度が低い

III これからの取組の視点

- 「障害者差別解消法」への対応
- 少子化対策としてのユニバーサルデザイン
- バリアフリー観光の推進

第3章 第3次推進計画の取組

計画の目標 「住む人も訪れる人も、障がいの有無・年齢・性別等に関わらず、だれでもが互いにおもいやりを持って 行動できるユニバーサルデザインのまちづくり」

計画期間 平成27（2015）年度から平成30（2018）年度まで

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

- 意識啓発や学習機会の提供
- ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成
- 「おもいやり駐車場」の設置の促進
- マタニティマーク、ベビーカーマークの周知 など

施策体系2 だれでもが暮らしやすいまちづくり

- 歩行空間（道路、信号機）のバリアフリー化
- 交通システム（鉄道駅、路線バス）のバリアフリー化
- 施設整備を担う人たちへの啓発 など

施策体系3 だれでもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- ものづくりを担う人たちへの啓発
- だれでもがわかりやすい情報の提供
- ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供
- バリアフリー観光の推進 など

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

- 県の取組の進め方 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会および庁内会議における検討、さまざまな主体との連携
- さまざまな主体の役割 県民の皆さん一人一人、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割
- 計画の進捗管理 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において毎年度確認して、公表
- 計画の見直し 社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等を必要に応じ見直し

7 国の基準の一部改正に伴う介護保険事業の関係条例の改正について

1 改正理由

指定居宅サービス等事業、指定居宅介護支援等事業、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス等事業に係る基準省令の一部改正（平成 27 年 1 月 16 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、該当する基準条例の規定を整備するものです。

2 改正内容

介護保険事業を一層適切に実施し、利用者のニーズや介護現場の実態に即した柔軟な対応を可能とするため、関係条例の規定を整備します。

(1) 【議案第 89 号】

「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

- ① 訪問看護事業等の基本方針に生活機能の維持又は向上を追加
- ② 訪問・通所リハビリテーションサービスにおける計画作成の基準の見直し及び情報共有に係る規定を追加
- ③ 通所介護事業において、介護保険制度外の宿泊サービスを行う場合の県への届出義務を規定
- ④ 通所介護事業における事故発生時の対応について規定
- ⑤ 短期入所生活介護事業において、介護支援専門員が認めた者に対し、静養室での受入を可能とすることを規定
- ⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受ける養護老人ホームにおいて、個別に要介護者に訪問介護等を提供する場合、委託による提供のみとする制限の廃止

(2) 【議案第 90 号】

「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

- ① 介護支援専門員が、指定居宅サービス事業者等に訪問介護計画等の提出を求めることを規定
- ② 指定居宅介護支援事業者が、地域ケア会議から情報提供等の協力の求めがあった場合に協力するよう努めることを規定

(3) 【議案第 91 号】

「三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

- ① サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設において、入所者の処遇が適切に行われると認められるときに置かないことのできる従業者として言語聴覚士を追加

(4) 【議案第 92 号】

「三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

- ① 指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護が、市町の行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴う指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護に関する基準の削除と経過措置を規定
- ② 指定介護予防訪問・通所リハビリテーションサービスにおける計画作成の基準の見直し及び情報共有に係る規定を追加
- ③ 指定介護予防短期入所生活介護事業において、介護支援専門員が認めた者に対し、静養室での受入を可能とすることを規定

※ 上記改正内容の他に、総合事業への移行に伴う事業名称の変更の規定の整理を行います。

3. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

1 三重県における薬物の濫用防止に関する条例制定の 基本的な考え方について

1 条例制定への経緯と考え方

これまで、本県としては、他県等が制定している販売規制を主目的とした条例については、国の規制強化により同等の効果を得ることができることから、制定の必要性は低いとしてきました。

しかし、これらの対策により、販売店が大幅に減少した現時点においても、危険ドラッグを使用した事件・事故は発生しており、危険ドラッグの乱用を防止するためには、個人の所持、使用を抑制することが必要となっています。

そのため、本県としても、法に明確な禁止規定のない指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用を規制するとともに、県民の薬物乱用防止に関する意識の醸成、薬物依存者の回復支援の充実等を盛り込んだ条例を制定し、危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に取り組んでいきたいと考えています。

2 条例の概要

本条例は、県が薬物の乱用を防止するための施策を推進し、必要な規制等を行うことにより、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とし、主な内容については、以下の項目を考えています。

(1) 危険ドラッグの所持・使用の禁止

興奮、幻覚等の作用を人の精神に及ぼし、健康被害が生ずるおそれがある物を危険薬物として定義し、特定の成分や製品を指定することなく、指定薬物以外の危険ドラッグについて、包括的に使用目的での所持及び使用を禁止します。

(2) 薬物乱用防止に係る責務及び基本施策の規定

薬物乱用のない社会づくりを推進するため、県、県民及び関係機関等の責務や県が取り組む基本的な施策を規定します。

なお、主な基本施策としては、以下の内容を考えています。

- ア 薬物乱用防止に係る推進体制の整備
- イ 教育及び啓発
- ウ 薬物依存症からの回復支援の推進

3 罰則等について

罰則については、懲役・罰金又は過料の適用を検討していますが、今後、検察等の関係機関とも協議を行いながら最も効果的な手法を適用したいと考えています。

* 「濫用」と「乱用」の扱いについて

「らんよう」の標記については、一般的には「乱用」を使用しますが、法令用語としては、通常「濫用」を使用するため、本条例においても「濫用」を使用します。

4 今後の予定等

平成 27 年	2月	第1回検討会※
	3月	条例についての基本的な考え方を 健康福祉病院常任委員会で説明
	4月～5月	検察協議
	5月	第2回検討会
	6月	条例（最終案）を健康福祉病院常任委員会で説明
	6月～7月	パブリックコメントの実施
	7月～8月	必要に応じて第3回検討会
	9月	議案提案

※ 条例制定のための検討会

条例制定の検討を進めるにあたり、薬学、精神医療、法律など関係分野の有識者の意見を参考とするために設置します。

危険ドラッグ規制に関する現状について

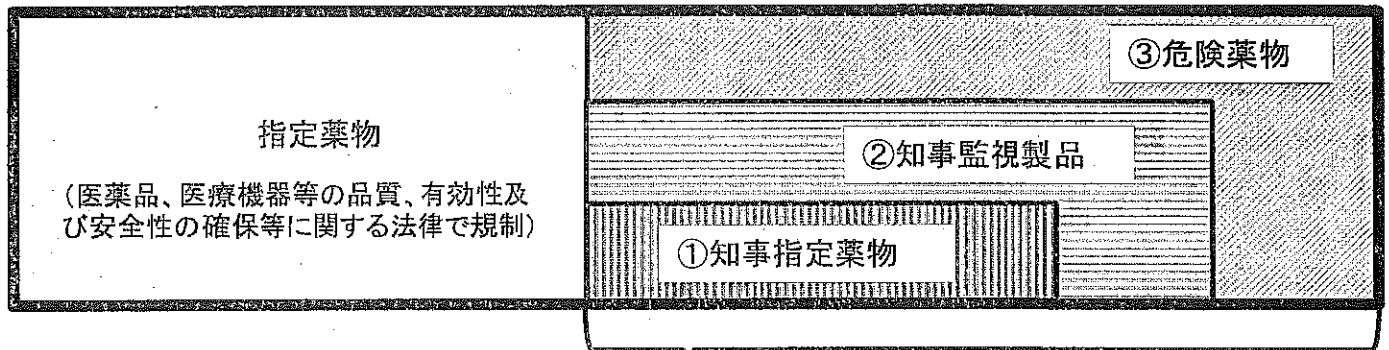
○危険ドラッグに関する医薬品医療機器等法の対応状況

	危険ドラッグ							
	指定薬物				指定薬物以外			
	製造	販売	使用	所持	製造 ^(注)	販売 ^(注)	使用	所持
医薬品医療機器等法	禁止						禁止規定なし	

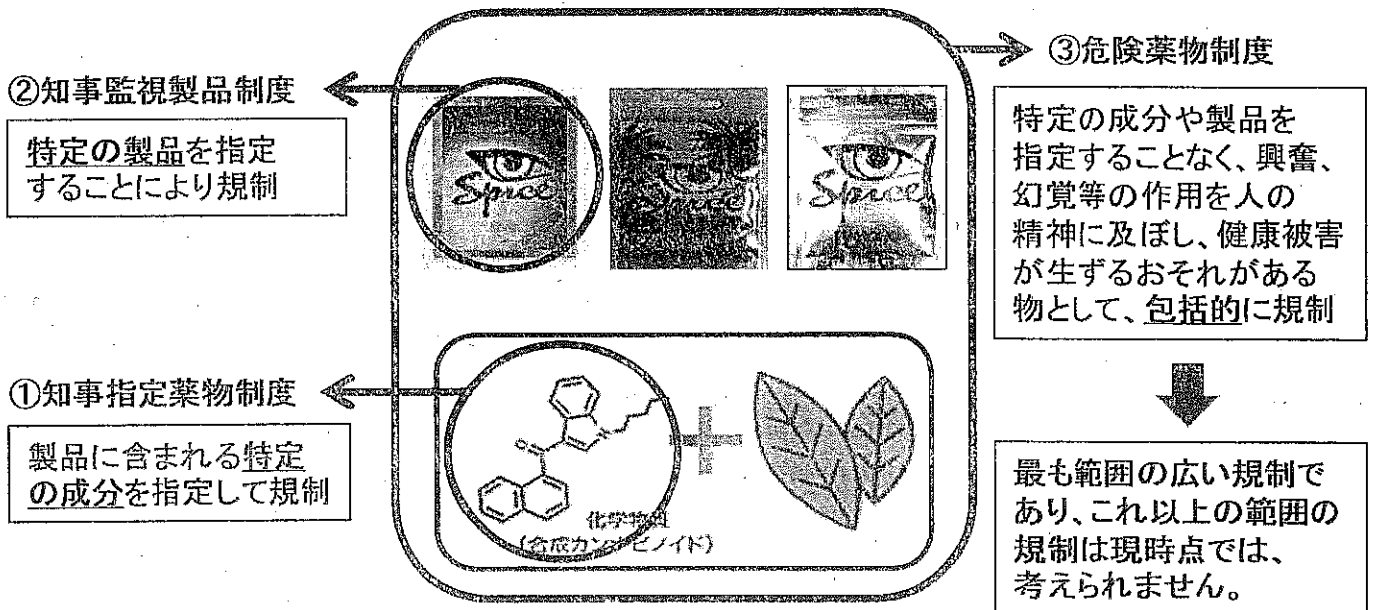
(注)無承認医薬品としての取締りを適用して規制

○条例による指定薬物以外の危険ドラッグの規制手法とその範囲

危険ドラッグ



指定薬物以外の危険ドラッグ



【所管事項説明】

2 新たな生活困窮者自立支援制度の開始について

1 制度の概要

生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の段階の生活困窮者を対象として、自立支援策の強化を図ることを目的に、福祉事務所設置自治体（本県では三重県、14市、多気町）が、下記の事業を実施するものとされ、平成27年4月から施行されます。

【必須事業・全ての自治体を実施する事業】

- ① 自立相談支援事業
- ② 住居確保給付金の支給

【任意事業・各自治体の実情に合わせて実施することができる事業】

- ① 就労準備支援事業
- ② 一時生活支援事業
- ③ 家計相談支援事業
- ④ 子どもへの学習支援事業
- ⑤ その他事業

※ 費用負担

必須事業：国庫負担3/4、福祉事務所設置自治体1/4

任意事業：①②は 国庫負担2/3、福祉事務所設置自治体1/3

③④⑤は 国庫負担1/2、福祉事務所設置自治体1/2

2 平成27年度の取組

(1) 県の取組

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援機関を設置し、郡部（多気町を除く14町）の生活困窮者に対して広く相談支援を行います。

相談支援の対象者としては、現に生活に困窮している人を中心として、失業者や引きこもりなど生活保護に至る恐れのある人、子どもへの学習支援が必要な生活困窮家庭の把握等を含め、幅広く対応していきます。また、比較的早期に就労自立が見込まれる人には、伴走型の就労支援を行い、早期の経済的自立を支援します。

事業実施方法としては、相談支援の専門性を確保し、地域による不均衡が生じないように、県所管地域をカバーできる団体へ事業委託します。

② 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の人に対して、有期で住居確保給付金を支給します。

支給決定は、福祉事務所が行います。

③ 就労準備支援事業

生活リズムの崩れや対人関係等の問題から、直ちに一般就労に就くことが難し

い生活困窮者を対象に、社会参加・職業体験を通じて、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を計画的に支援します。

就労体験ができる社会福祉法人等の協力を得ていきたいと考えています。

④ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対して、住居を確保するまでの間、緊急かつ一時的に宿泊場所や食事の提供を行います。

宿泊場所が確保できる社会福祉施設等への事業委託を検討しています。

⑤ 家計相談支援事業

多重債務や金銭管理能力の問題等から生活に困窮する人であって、家計収支バランスの改善や家計を管理する能力を高める支援を行うことが適当と判断される人に対して、家計等に関するきめ細かな相談支援を実施します。

低所得者向けの融資や債務整理への支援等総合的な支援を行うことが可能な団体への事業委託を検討しています。

⑥ 子どもへの学習支援事業

子どもの貧困対策として、郡部の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）の子どもに対し学習支援を行い高校進学率の向上を図ることにより、貧困の連鎖の防止を図ります。

支援の実施方法（集合型、家庭訪問型等）や対象とする世帯等について、検討を進めています。

⑦ 中間的就労事業者の開拓

直ちに一般就労を行うことが難しい生活困窮者に対して、軽易な作業等の機会を提供する就労訓練事業に自主事業として取り組む法人等の開拓を行います。

類似する事業の実績があり、開拓の対象となる事業者との関係性がある団体等への事業委託を検討しています。

(2) 市町の取組に対する支援

県では、法の円滑な施行に向けて、必要な情報の提供や事業実施に係る諸課題等についての意見交換の機会を設けるなど、福祉事務所を設置する15市町の取組を支援してきました。

また、県内の生活困窮者支援策の充実のため、市町に対して、必須事業だけでなく任意事業にも積極的に取り組むよう要請を行ってきました。この結果、15市町の取組予定は次のとおりとなっています。

(市町の任意事業実施予定)

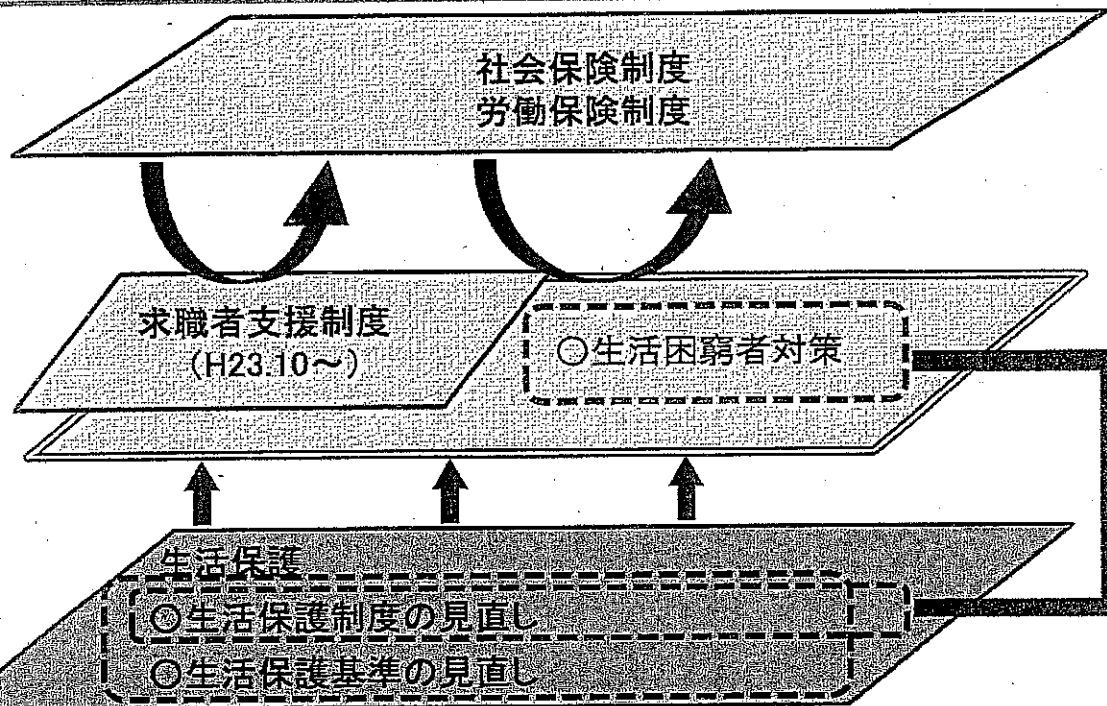
- ・ 就労準備支援事業 6自治体
- ・ 家計相談支援事業 7自治体
- ・ 子どもへの学習支援事業 8自治体

※平成27年2月時点の調査による。(対象：福祉事務所設置15市町)

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活保護制度の見直し
及び生活困窮者対策
に総合的に取り組む

【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度

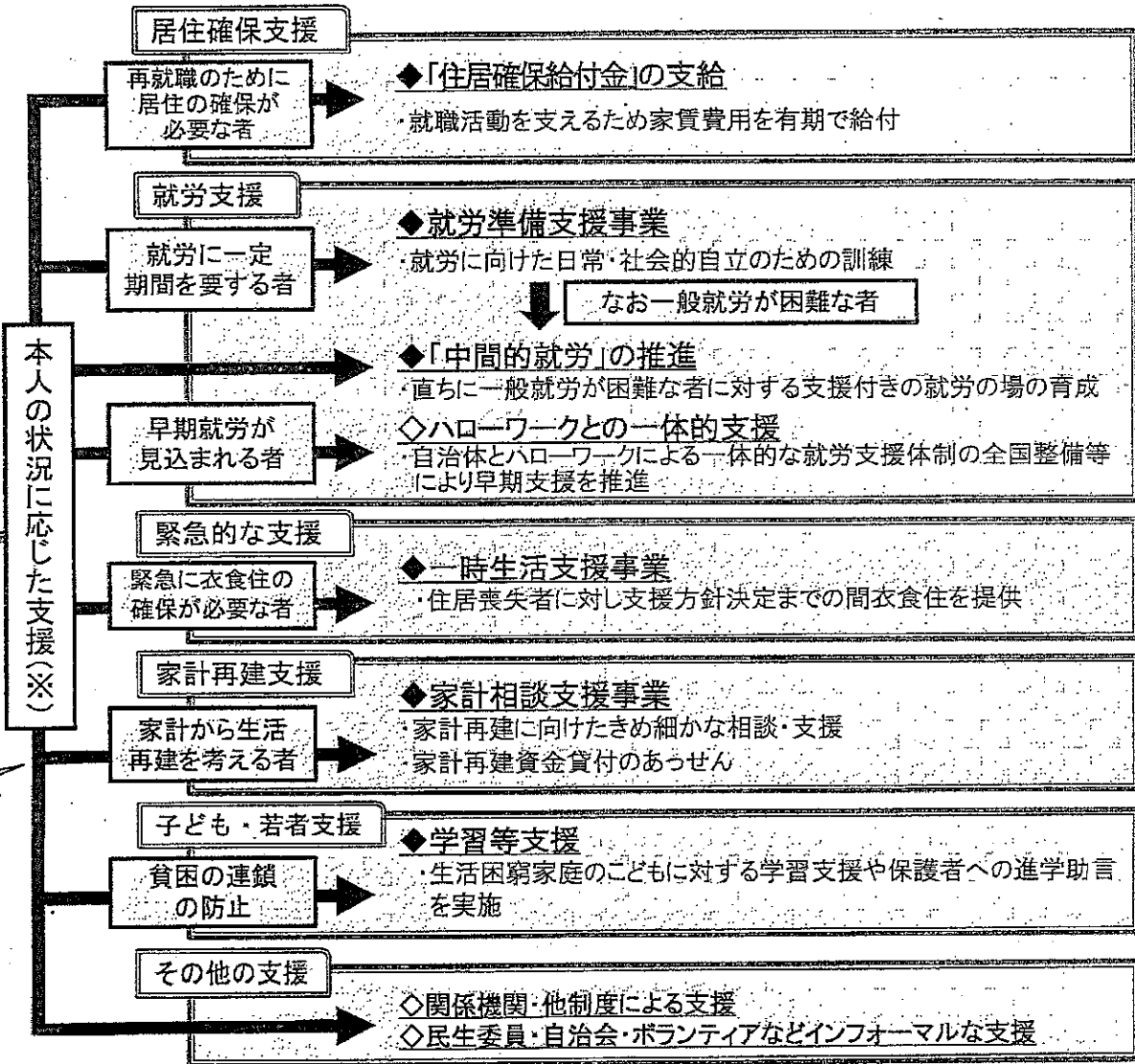
包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



【所管事項説明】

3 第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画
「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(最終案)について

第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(最終案)にあたっては、市町および介護保険広域連合等から意見を聴くとともに、庁内で検討を行いました。

第1章から第3章までについては、中間案から記述内容の修正を行い、第4章ではサービス量等の見込み、第5章では取組体系の目標値の設定等をそれぞれ新たに記述し、最終案としてとりまとめました。

1 「中間案」からの主な変更点

計画の考え方(地域包括ケアシステムの構築)		
1	別冊1 P24～ P25	地域包括ケアシステムについて、国の指針に基づき記載していましたが、県計画の考え方をより明確にするため、5つの要素(医療、介護、予防、住まい、生活支援)について、各々の現状及び課題並びに今後の取組について記載しました。
介護サービス基盤の整備(介護老人保健施設)		
2	別冊1 P44	介護老人保健施設が、地域包括ケアシステムにおける在宅復帰支援施設として、一層の機能を発揮できるよう、機能強化の働きかけを記載しました。
在宅医療・介護連携の推進(在宅医療)		
3	別冊1 P51	身近な地域で在宅医療を受けられるよう、在宅療養支援施設数・病床数を記載していましたが、訪問看護ステーションについても増加をめざすため、施設数をはじめ各種加算制度の普及促進を図るための取組を記載しました。
在宅医療・介護連携の推進(医療連携)		
4	別冊1 P54	国のモデル事業である在宅医療連携拠点事業や地域医療再生臨時特例交付金により取り組んだ事例として、在宅医療・介護提供体制の確保などを記載しました。
5	別冊1 P58	退院に際しての医療機関と地域スタッフの連携等を促進する、退院時のケアカンファレンスの普及促進を図るための取組を記載しました。
介護予防・生活支援サービスの推進(健康づくり)		
6	別冊1 P76	低栄養状態を予防するため、栄養バランスの普及啓発の核となる、栄養の改善を行う団体や管理栄養士等に対し研修を行うなどの人材育成や、食生活の改善の取組などを記載しました。
高齢者の安心確保・生きがい対策の推進(防災対策)		
7	別冊1 P138	「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」に基づく取組を記載しました。 また、介護職員等に対する災害時の対応に関する研修会の取組を記載しました。

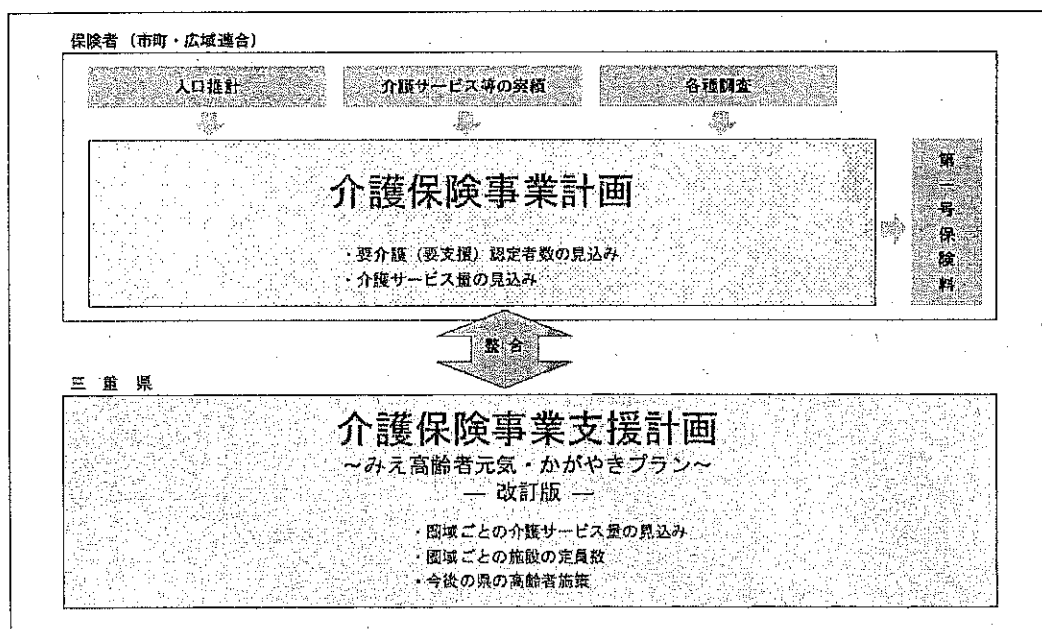
2 「中間案」から新たに記述した点

(1) 第4章 計画期間中のサービス量等の見込み（別冊1 P185）

- 第6期計画期間中のサービス量の見込みや、それに基づく施設の定員数等を新たに記載しました。

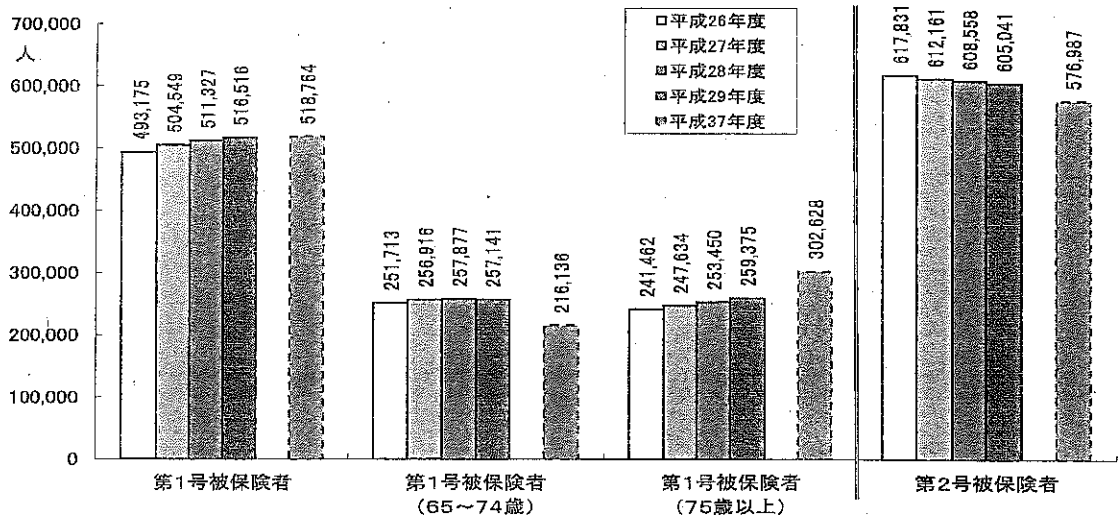
- ・ 被保険者数の見込み（別冊1 P186）
- ・ 要介護（要支援）認定者数の見込み（別冊1 P188）
- ・ 施設・居住系サービス利用者数の見込み（別冊1 P190）
- ・ 施設・居住系サービスの定員数（別冊1 P192）
- ・ 費用の見込み（別冊1 P197）
- ・ サービス量の見込み（別冊1 P199）

- このプランにおける各年度のサービス量等の見込みについては、各保険者（市町及び広域連合）が策定する介護保険事業計画における数値を圏域ごとに集計して、その結果をさらに県全域で集計したものです。
- 各保険者の第1号被保険者の保険料は、このサービス量等の見込みを基に算出されます。
- 県は、各保険者の介護保険事業計画と整合を図りつつ、介護保険事業支援計画を策定します。
- 広域型施設である特別養護老人ホーム及び老人保健施設については、各保険者の施設利用者数の見込みを圏域単位で積み上げ、県が整備枠（定員）を設定しています。



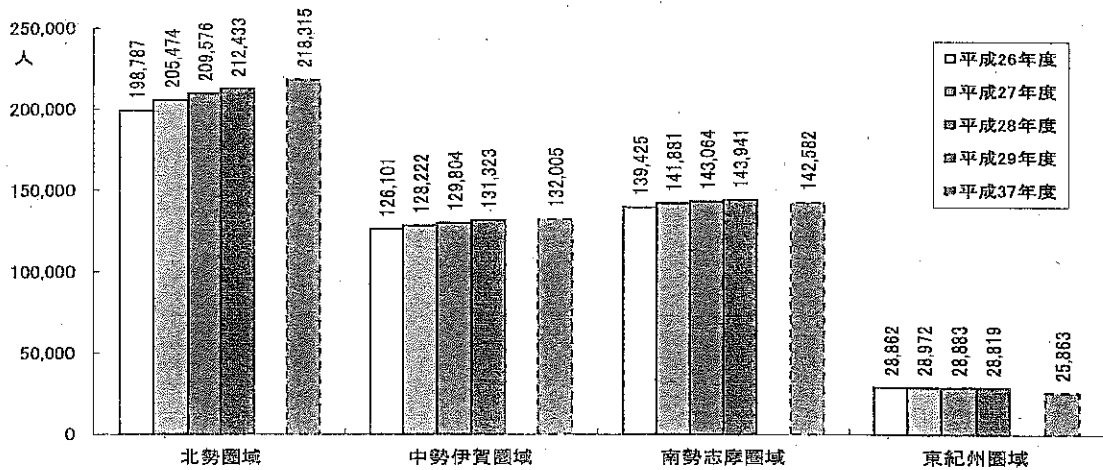
① 被保険者数の見込み（別冊1 P186）

○三重県全域の被保険者数の推移



- 第1号被保険者（65歳以上）は、3年間で約2.3万人増加し、平成29年度には約51.7万人に、平成37年度には約51.9万人になると見込まれています。一方、第2号被保険者（40～64歳）は、約1.3万人減少し、平成29年度には約60.5万人に、平成37年度には約57.7万人になると見込まれています。
- 前期高齢者（65～74歳）は、3年間で約0.5万人の増加と見込まれる一方、後期高齢者（75歳以上）は約1.8万人の増加と、より増加幅が大きくなっています。

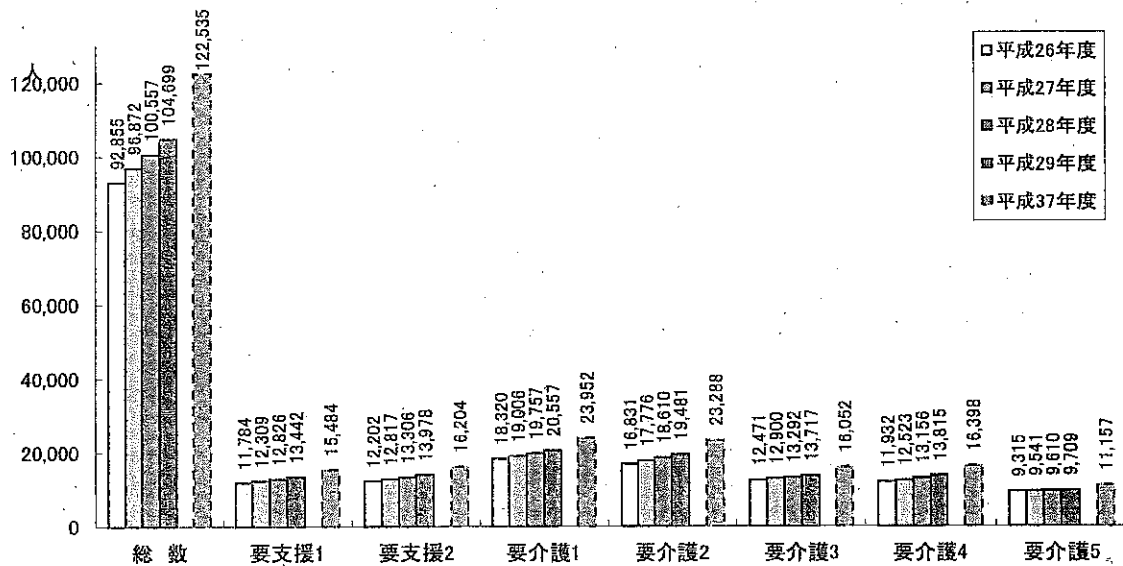
○各圏域の第1号被保険者数の推移



- 圏域ごとの第1号被保険者数は、北勢圏域約1.4万人、中勢伊賀圏域約0.5万人、南勢志摩圏域約0.5万人と増加するのに対し、東紀州圏域は人口減少率が高く、減少傾向にあります。

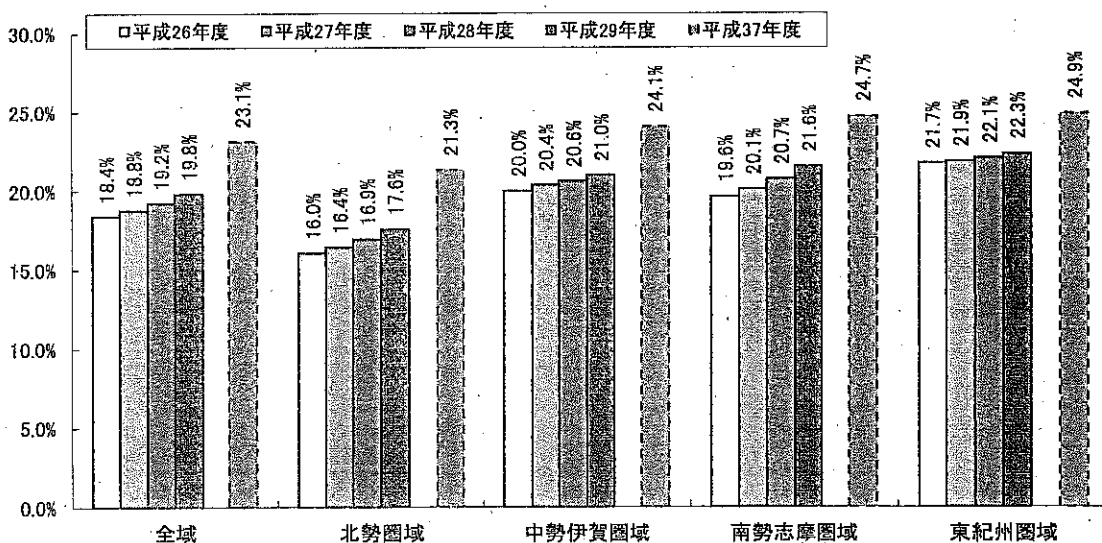
② 要介護（要支援）認定者数の見込み（別冊1 P188）

○三重県全域の各認定区分ごとの要介護（要支援）認定者数の推移



➤ 認定者数は、3年間で約1.2万人増加し、平成29年度には約10.5万人に、平成37年度には約12.3万人になると見込まれています。
 （平成29年度 北勢：3.8万人 中勢：2.8万人 南勢志摩：3.2万人 東紀州：0.7万人）

○各圏域の認定率の推移



➤ 認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数）は、いずれの圏域でも上昇傾向となっています。

③ 施設・居住系サービスの利用者数（別冊1 P190）

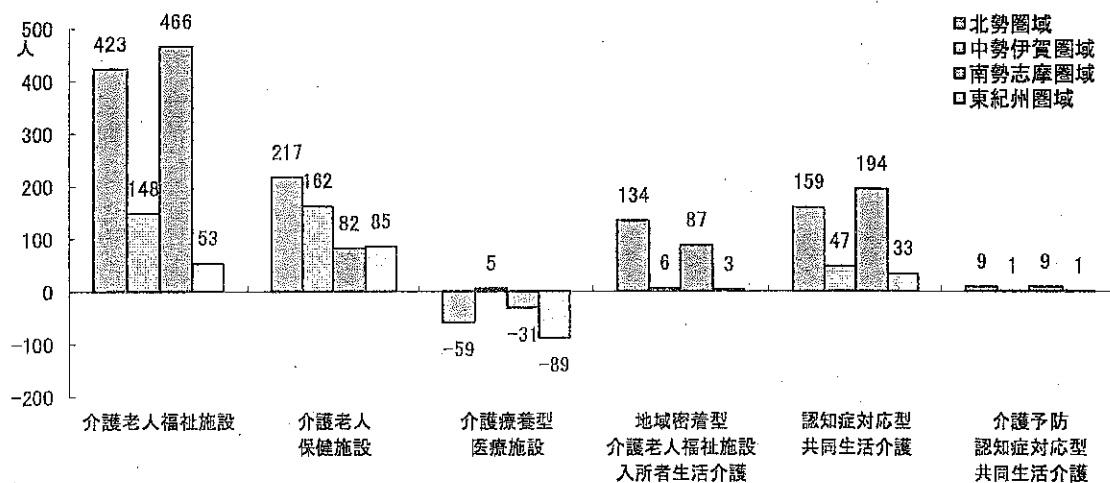
○三重県全域の施設・居住系サービスの利用者数の推移

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		3年間の増減数
			増減数 (対前年)		増減数 (対前年)		増減数 (対前年)	
介護老人福祉施設	8,206	8,611	405	8,900	289	9,296	396	1,090
介護老人保健施設	6,211	6,555	344	6,618	63	6,757	139	546
介護療養型医療施設	1,042	873	△ 169	874	1	868	△ 6	△ 174
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	752	870	118	925	55	982	57	230
認知症対応型共同生活介護	2,302	2,495	193	2,609	114	2,735	126	433
介護予防認知症対応型共同生活介護	6	20	14	21	1	26	5	20

➤ 施設・居住系サービスの利用者数は、それぞれ、介護老人福祉施設が 1,320 人（広域型：1,090 人、地域密着型：230 人）の増加、介護老人保健施設が 546 人の増加、認知症高齢者グループホームが 433 人の増加と見込まれる一方、介護療養型医療施設は 174 人の減少が見込まれています。

○各圏域の3年間の施設・居住系サービスの利用者の増減数



➤ 各圏域とも、介護療養型医療施設を除く施設・居住系サービスの利用者数は、増加が見込まれています。

④ 施設・居住系サービスの定員数（別冊1 P192）

	平成 26 年度 定員数	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		3年間の 増減数
		定員数	増減数	定員数	増減数	定員数	増減数	
介護老人福祉施設	9,445	9,823	378	10,281	458	10,619	338	1,174
広域型	8,587	8,907	320	9,307	400	9,587	280	1,000
北勢圏域	2,698	2,708	10	2,918	210	2,988	70	290
中勢伊賀圏域	2,572	2,672	100	2,742	70	2,882	140	310
南勢志摩圏域	2,725	2,915	190	3,035	120	3,095	60	370
東紀州圏域	592	612	20	612	0	622	10	30
地域密着型	858	916	58	974	58	1,032	58	174
介護老人保健施設	6,683	6,683	0	6,893	210	7,023	130	340
北勢圏域	2,562	2,562	0	2,672	110	2,722	50	160
中勢伊賀圏域	1,783	1,783	0	1,783	0	1,793	10	10
南勢志摩圏域	1,980	1,980	0	2,080	100	2,150	70	170
東紀州圏域	358	358	0	358	0	358	0	0
介護療養型医療施設	980	925	△55	925	0	0	△925	△980
認知症高齢者GH	2,503	2,566	63	2,629	63	2,696	67	193

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設】

- ・県が指定する広域型の定員数については、各保険者の施設利用者数の見込みを基に設定しています。
- ・施設整備に対する補助については、毎年度の予算編成過程の中で検討していきます。
- ・各保険者が指定する地域密着型の定員数については、各保険者の定員数を積み上げています。

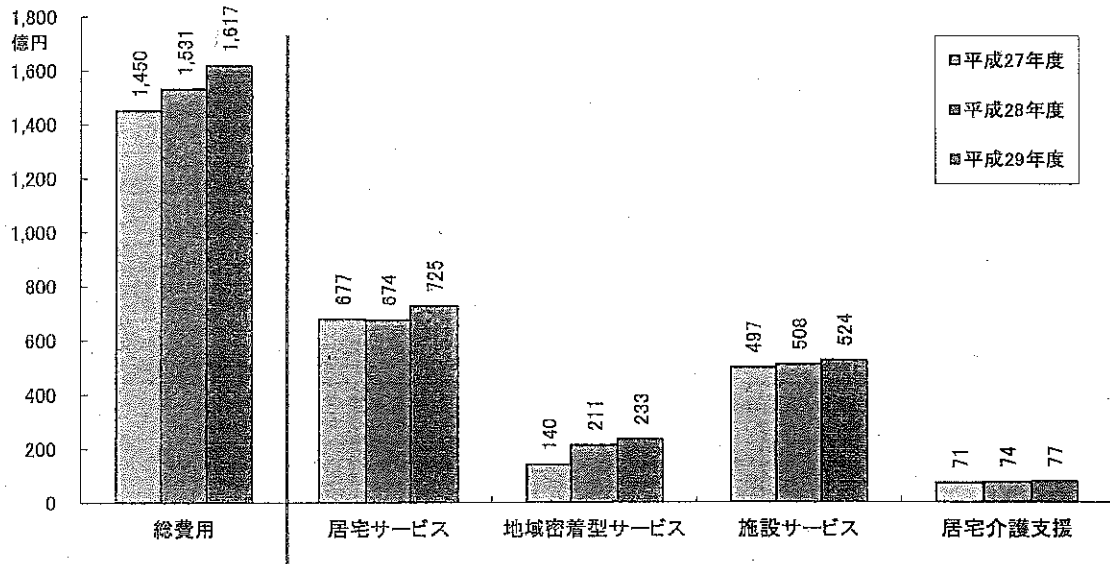
【介護療養型医療施設】

- ・介護療養型医療施設については、平成 29 年度末で廃止されることになっています。
- ・介護老人保健施設や介護老人福祉施設等への円滑な転換を進めます。

- 平成 27 年度整備見込みは、介護老人福祉施設 320 床の整備となる予定です。
- 平成 28 年度整備見込みは、介護老人福祉施設 400 床、介護老人保健施設 210 床の整備となる予定です。
- 平成 29 年度整備見込みは、介護老人福祉施設 280 床、介護老人保健施設 130 床の整備となる予定です。
- その他、地域密着型の介護老人福祉施設は 3 年間で 174 床の増加、認知症高齢者グループホームは同じく 193 床の増加を見込んでいます。

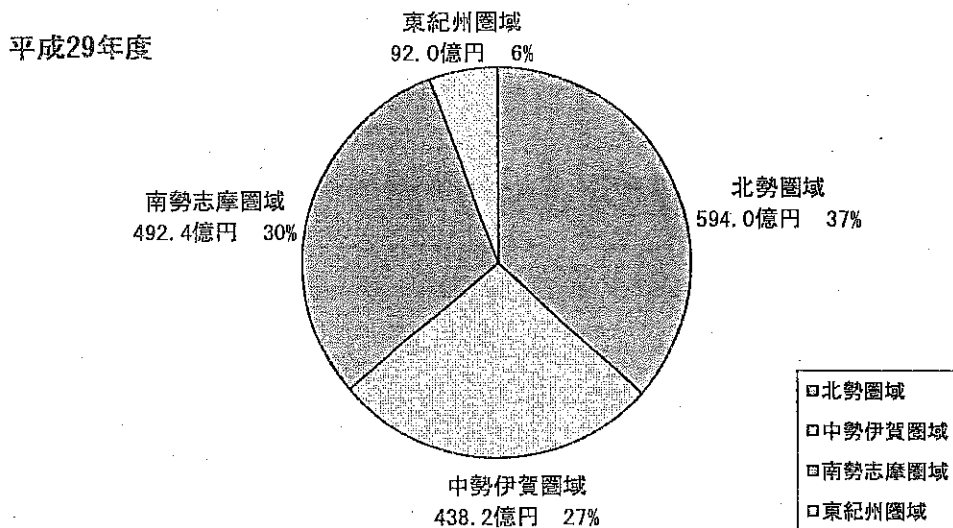
⑤ 費用の見込み（別冊1 P197）

○三重県全域の総費用の推移



➤ 総費用は、平成27年度約1,450億円、平成28年度約1,531億円、平成29年度約1,617億円と、毎年度約80億円前後、増加する見込みとなっています。

○各圏域の総費用の構成割合



➤ 各圏域の総費用の構成割合は、北勢圏域が37%、中勢伊賀圏域が27%、南勢志摩圏域が30%、東紀州圏域が6%となっています。

※ 市町等の介護保険料は、3月末まで確定しないため、県の支援計画には記載していません。別途、とりまとめのうえ、4月に公表する予定です。

⑥ サービス量の見込み（別冊1 P199）

○三重県全域のサービス量の推移

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
				増減率 (対前年)	増減率 (対前年)	
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	回	328,159	341,637	4.1%	358,527	4.9%
②訪問看護	回	41,474	45,695	10.2%	51,274	12.2%
③通所介護	回	289,850	255,509	△11.8%	274,514	7.4%
④短期入所生活介護	日	90,635	97,657	7.7%	106,163	8.7%
⑤特定施設入居者生活介護	人	1,957	2,301	17.6%	2,510	9.1%
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	64	205	220.3%	308	50.2%
②認知症対応型通所介護	回	6,733	7,669	13.9%	8,775	14.4%
③小規模多機能型居宅介護	人	1,027	1,259	22.6%	1,505	19.5%
④認知症対応型共同生活介護	人	2,495	2,609	4.6%	2,735	4.8%
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人	132	194	47.0%	200	3.1%
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	870	925	6.3%	982	6.2%
⑦複合型サービス	人	73	137	87.7%	304	121.9%
⑧地域密着型通所介護(仮称)	回	0	56,008	皆増	59,437	6.1%
(3) 介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設	人	8,611	8,900	3.4%	9,296	4.4%
②介護老人保健施設	人	6,555	6,618	1.0%	6,757	2.1%
③介護療養型医療施設	人	873	874	0.1%	868	△0.7%

- ▶ 各サービスの見込みとも、年々増加傾向にあります。特に、地域密着型サービスの複合型サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が著しい伸びを示しています。
- ▶ 平成28年度から、利用定員18人以下の通所介護事業所について、市町が指定・監督する地域密着型サービスに移行されることから、地域密着型通所介護（仮称）として計上しています。

(2) 第5章 計画の目標 (別冊1 P207)

○ このプランでは、9つの取組体系(柱)に基づき具体的な取組を進めることとしています。

そのため、取組体系ごとに、次のとおり目標を記載しました。

取組体系	指標名	現況	目標値
介護サービス基盤の整備	特別養護老人ホーム(広域型)の整備定員数(累計)	7,907床 (平成25年度)	9,587床 (平成29年度)
在宅医療・介護連携の推進	在宅での看取りの割合	19.5% (平成25年)	22.2% (平成29年)
認知症施策の推進	認知症サポーター数(累計)	105,030人 (平成26年 12月末)	160,000人 (平成29年度)
介護予防・生活支援サービスの推進	介護予防研修の受講者数	424人 (平成25年度)	1,300人 (3年間)
高齢者に相応しい住まいの確保	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の定員・戸数	7,404人・戸 (平成25年度)	10,500人・戸 (平成29年度)
高齢者の安心確保・生きがい対策の推進	地域包括支援センター職員向け研修の受講者数	218人 (平成25年度)	265人 (毎年度)
介護・福祉人材の安定的確保	県福祉人材センターの各種事業による就職者数	481人 (平成25年度)	550人 (毎年度)
介護保険制度の円滑な運営	認定調査員等要介護認定に関わる職員向け研修の受講者数	1,606人 (平成25年度)	1,614人 (毎年度)
介護給付適正化の推進	適正化事業のうち、「ケアプランの点検」を実施している保険者の割合	64% (平成25年度)	100% (平成29年度)

3 意見聴取の概要

(1) 三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

開催日 平成27年2月13日

(2) パブリックコメント

開催期間 平成27年1月20日から2月18日まで

意見件数 2名から3件のご意見が寄せられました。主なご意見の概要・ご意見に対する県の考え方は下記のとおりです。

①認知症コールセンターについて

【意見】

認知症コールセンターについて、e-モニターアンケートでは知名度が低いため、周知について工夫が必要ではないか。

【考え方】

今年度は、県内医療機関及び薬局へのチラシ配布や、自治会の協力のもと回覧板を使用して周知に取り組みました。

今後も、積極的な周知に努めます。

②事業計画の理念について

【意見】

高齢者の現状や問題等を認識し、期待や希望を持てる理念を入れる必要があるのではないか。

【考え方】

県としましては、介護保険の実施主体である市町との役割分担をふまえ連携を図りながら、このプランのめざすべき姿「高齢者が元気に輝きながらくらすことができる地域」の実現に取り組んでいきたいと考えています。

4 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(最終案)について

みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～平成29年度)については、三重県障害者施策推進協議会における中間案に対する意見等をふまえ、記述内容の変更を行いました。

また、重点的取組の目標値の設定を行うとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」といいます。)に基づく障害福祉計画について、市町との協議、検討等により、「第4編障害福祉計画」に記述し、最終案として、とりまとめました。

1 「中間案」からの主な変更点

障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査の結果(概要)		
1	別冊2 P21～ P34	「障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査」の結果について、本人の望む生活場所と支援職員の判断とのクロス集計などをふまえ、概要について記載しました。
障がい者施策の基本原則		
2	別冊2 P41	「障がいの状況に応じた支援」において、複合的に困難な状況に置かれている、障がいのある女性への配慮について、明記しました。
3	別冊2 P41	「社会的障壁の除去」において、ソフト、ハード両面におけるアクセシビリティの向上について、明記しました。
障がい者雇用に関する取組		
4	別冊2 P54	障がい者雇用の場の拡大を図るため、林業分野および水産分野において福祉事業所との連携を促進するための取組を記載しました。
地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組		
5	別冊2 P61	医療的ケアを必要とする障がい児への地域生活支援体制の強化を図るため、保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築および、人材育成等にかかる市町への支援の取組を記載しました。
途切れない相談支援に関する取組		
6	別冊2 P68	福祉型障害児入所施設における18歳以上の入所者に関する特例が、平成29年度で終了することから、経過措置終了後の施設のあり方等に関する取組を記載しました。

障がいに対する理解の促進		
7	別冊2 P75	精神障がい者、アルコール関連問題および身体障害者補助犬の受入に関する理解を促進するための啓発に関する取組を記載しました。
地域生活の支援		
8	別冊2 P100	交通機関や施設の利用料等の減免制度の拡充に関する取組を記載しました。

2 「中間案」から新たに記述した点

(1) 計画の目標値

プランの重点的取組ごとに、次のとおり目標を記載しました。

重点的取組項目	目標項目	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 29 年度)
権利の擁護に関する取組	障害者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定率	—	100%
	市町等への障がい者虐待防止専門家チーム派遣事案件数(累計)	2件	7件
障がい者雇用に関する取組	県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数	528人	620人
	障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	85人	191人
障がい者スポーツに関する取組	全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	50%	100%
地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組	地域生活移行者数(累計)	—	184人
	長期在院者数減少率	—	18%
途切れのない相談支援に関する取組	広域的・専門的な相談支援事業の登録者数	7,022人	8,100人
災害時の対応に関する取組	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	25市町	29市町
	県の補助制度を活用し、スプリンクラー設備を設置した障害福祉サービス事業所数(累計)	3施設	6施設

※累計の目標値については、平成 27 年度から平成 29 年度までの累計

(2) 第4編 障害福祉計画

- 障害者総合支援法に基づき、市町の障害福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画について記載しました。
- 国の基本指針に即して、地域生活への移行等に関する成果目標や、障害福祉サービス等のサービス見込量（活動指標）等を設定しています。
- これらの数値については、主に、市町が策定する障害福祉計画における数値を、障害保健福祉圏域および県全域で集計したものです。
- なお、策定にあたっては、市町障害福祉計画研修会等により、現行計画の課題分析などを通して、障がい福祉施策に係る基本理念の共有を図るとともに、障害保健福祉圏域ごとの協議、検討等を行っています。
- 概要は、別紙のとおりです。

3 意見聴取の概要

(1) 三重県障害者自立支援協議会

開催日 平成26年10月31日

平成27年2月5日

意見件数 20件

(2) 三重県障害者施策推進協議会

開催日 平成26年11月13日

平成27年2月13日

意見件数 15件

(3) 三重県社会福祉審議会

開催日 平成27年1月16日

意見件数 1件

(4) パブリックコメント

開催期間 平成27年1月23日から2月23日まで

意見件数 47件

第4編 障害福祉計画 (別冊2 P110~P185)

第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定 (別冊2 P110~P122)

成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者のニーズや、障害福祉サービスによる支援の見込をふまえ、県内市町が設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
地域生活移行者数	184人 (平成25年度末時点施設入所者数の10.9%)
施設入所者数減少見込	73人 (平成25年度末時点施設入所者数の4.3%)

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中心から地域生活中心への精神保健福祉の基本的方針や、上位5都道府県の平均値などをふまえ、設定

項目	目標値 (平成29年度)
入院後3か月時点の退院率	64%
入院後1年時点の退院率	91%
長期在院者数の減少率	18%

3 地域生活支援拠点等の整備

障害保健福祉圏域ごとに、市町において検討し、設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
地域生活支援拠点等の整備数	15か所

4 福祉施設から一般就労への移行

障がい者のニーズ、地域の現状、就労系障害福祉サービスの見込みなどふまえ、県内市町が設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
一般就労移行者数	191人
就労移行支援事業の利用者数	313人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	65.6%

第2章 障がい者支援のための体制整備 (別冊2 P123~P146)

活動指標

現在の利用者数、障がい者のニーズ、成果目標の達成のために必要となるサービス量、今後のサービス利用者の伸び、県内市町が設定した数値等を考慮し、設定

1 障害福祉サービスの体制整備

訪問系サービス

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
訪問系サービス	45,391時間 2,118人	59,694時間 2,586人

居住系サービス

項目	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
共同生活援助	1,218人	1,535人
施設入所支援	1,680人	1,616人

日中活動系サービス

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
生活介護	77,829人日分 3,844人	85,003人日分 4,328人
自立訓練(機能訓練)	515人日分 29人	1,105人日分 55人
自立訓練(生活訓練)	3,296人日分 163人	4,475人日分 222人

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
就労移行支援	2,963人日分 164人	5,966人日分 313人
就労継続支援(A型)	20,607人日分 1,036人	24,534人日分 1,238人
就労継続支援(B型)	53,243人日分 2,878人	61,166人日分 3,321人

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
療養介護	196人	209人
短期入所(福祉型)	4,082人日分 701人	4,904人日分 778人
短期入所(医療型)		376人日分 71人

2 相談支援の体制整備

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
計画相談支援	1,021人	2,441人
地域移行支援	8人	77人
地域定着支援	11人	69人

3 障がい児支援のための体制整備

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
児童発達支援	3,910人日分 734人	5,733人日分 941人
医療型児童発達支援		84人日分 8人
放課後等デイサービス	9,382人日分 1,090人	13,680人日分 1,670人

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
保育所等訪問支援	32人日分 19人	96人日分 40人
福祉型児童入所支援	123人	123人
医療型児童入所支援	87人	78人
障害児相談支援	220人	542人

4 地域生活支援事業の実施

①専門性の高い相談支援事業、②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業など、専門的、広域的な対応が必要な事業の実施内容等を記載

第3章 障害保健福祉圏域別計画(別冊2 P147~P185)

県内の障害保健福祉圏域(9圏域)ごとに、成果目標および活動指標を記載するとともに、障害保健福祉圏域における成果目標等の達成に向けた課題と取組を記載

5 地域医療介護総合確保基金について

1 現状

平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度が創設され、県に地域医療介護総合確保基金を設置しました。

この制度において、県は、国が定めた総合確保方針に則して、かつ、地域の実情に応じて県計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっています。

基金を充てて実施する事業の範囲は、以下の 5 つとなっており、平成 26 年度は、医療を対象とする①②④の事業が対象とされ、国の予算は公費ベースで 904 億円（うち国分 602 億円）でした。（平成 26 年度三重県計画 約 16 億 5 千万円）

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成 27 年度以降は、介護を対象とする③⑤の事業を含めたすべての事業が対象となり、国の平成 27 年度予算案は、公費ベースで 1,628 億円（医療分 904 億円（うち国分 602 億円）、介護分 724 億円（うち国分 483 億円））となっています。

こうした中、県では、引き続き実施する事業や、新たに対象となる介護の事業等について、県当初予算に計上（約 28 億円。うち医療分約 15 億円、介護分約 13 億円）しました。

具体的な事業については、関係団体、市町等に対して提案を求め、当初予算計上分とともにとりまとめて、国に提出したところです。

2 今後の予定

今後、関係団体等との協議・意見交換を実施しながら提案事業の精査・整理をし、全体の方向性の検討を行うとともに、三重県地域医療介護総合確保懇話会（旧称：「新たな財政支援制度」懇話会）を開催し、当該基金を活用する事業について官民の公平な配分や地域特性等にも配慮しつつ、平成 27 年度県計画案を策定します。

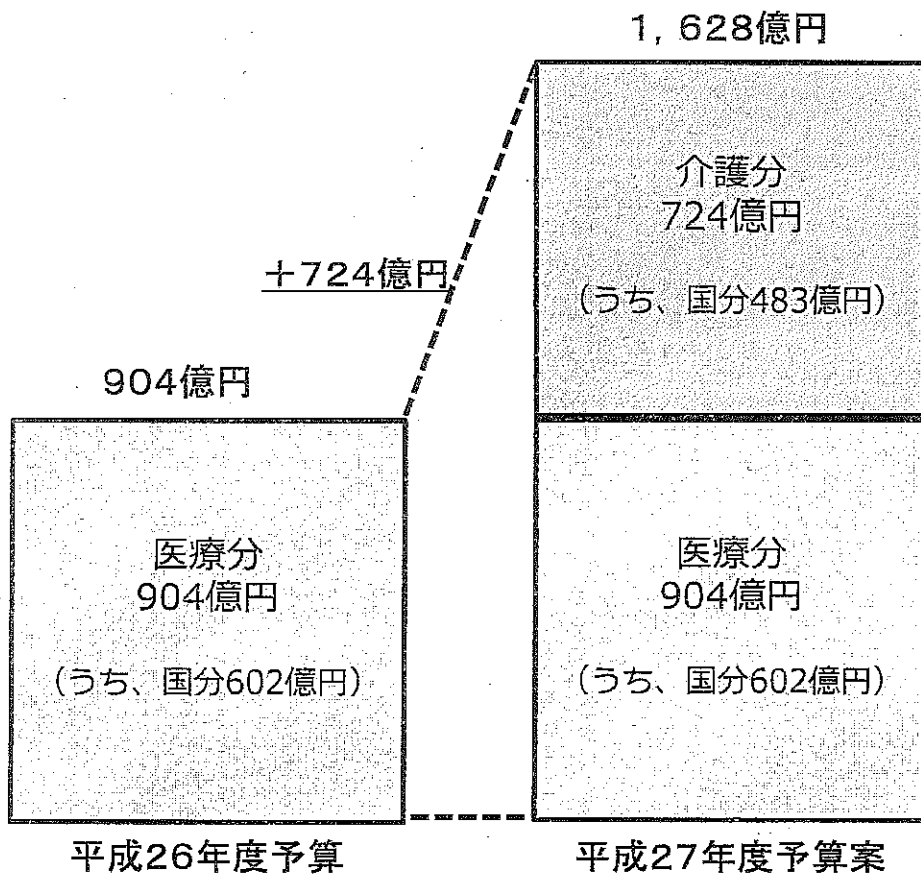
○参考

国の執行スケジュール（案）等は別紙のとおり

地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））
- 平成27年度以降は、介護を含む全ての事業を対象とすることとしており、対前年度予算724億円増。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

今後のスケジュール(案)

- | | |
|--------|---|
| 27年1月～ | 都道府県ヒアリング実施
(※都道府県による関係者からのヒアリング等実施) |
| 予算成立後 | 基金の交付要綱等の発出
介護分を都道府県へ内示 |
| 6月中 | 医療分を都道府県へ内示 |
| 7月中 | 交付決定 (※都道府県計画提出) |

平成27年度地域医療介護総合確保基金の執行スケジュール(案)

時期	医療分	介護分	共通
平成27年 1月中旬	平成26年12月に実施済み ①都道府県に事業量の調査依頼 (事業内容、規模等)	①都道府県に事業量の調査依頼 (整備予定、規模等) ※事業メニュー案の提示	
2月頃	②都道府県より事業量の提出	②都道府県より事業量の提出	厚生労働関係部局長会議
3月頃		③事業量ヒアリング実施	全国医政関係主管課長会議 全国介護保険担当課長会議 ※交付要綱等案の提示
予算成立後	②' 都道府県より事業量の見直し 提出	④都道府県へ内示 ※必要に応じ、人材確保事業を対象 に追加ヒアリング・追加内示を実施	基金の交付要綱等の発出 ※都道府県計画の提出依頼(様式例を 提示)
5月頃	③事業量ヒアリング実施		都道府県より都道府県計画案の提出
6月頃	④都道府県へ内示		
7月頃	⑤交付申請 ⑥交付決定	⑤交付申請 ⑥交付決定	都道府県より都道府県計画の提出

6 地域医療構想について

1 現状

平成 26 年 6 月に成立した改正医療法により、県は、医療計画の一部として、将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」といいます。）を策定することが求められています。

地域医療構想は、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために策定するもので、2025 年の地域ごとの医療需要、病床の医療機能別（高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能）の必要量、あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等を盛り込むことになっています。

地域医療構想の策定にあたって、国は、策定のためのガイドラインを作成し、平成 26 年度中に都道府県に示すこととなっており、現在、検討が進められているところです。

また、同法において、県は、地域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、地域医療構想を達成するために必要な協議を行うこととされています。

こうした中、県では、平成 27 年度の策定段階から地域（現行の保健医療計画をベースに、桑員、三洵、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州の 8 地域を想定）ごとに、きめ細かに協議の場（地域医療構想調整会議）を設置し、医療関係者、市町とともに検討していくこととしており、平成 26 年度は、先行して当該 8 地域で、協議の進め方や医療および介護の総合的な確保のあり方等について、関係者との意見交換会を実施したところです。

2 今後の予定

3 月に国から示されるガイドラインに基づき、平成 27 年度当初に地域医療構想調整会議を設置するとともに、地域医療構想の策定に必要なデータの収集・分析や、地域ごとの医療需要の推計、医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の検討をふまえた必要病床数の推計等を行い、地域医療構想策定に向けた検討を進めてまいります。

また、地域医療構想調整会議では、地域医療構想の実効性を高めるため、地域医療介護総合確保基金を活用した施策についても協議を進めていくこととしています。

○スケジュール（一部見込み）

平成 27 年	3 月	国から県へ「地域医療構想策定ガイドライン」の通知 県による医療需要・必要病床数の推計等の実施
	5 月頃	地域医療構想調整会議の設置
平成 27 年	5 月～	推計等に基づき、地域医療構想調整会議等での検討
	平成 28 年 2 月	
平成 27 年	10 月	地域医療構想(素案)を健康福祉病院常任委員会で説明
	12 月	地域医療構想(中間案)を健康福祉病院常任委員会で説明 県医療審議会による地域医療構想(中間案)検討
平成 28 年	1 月	パブリックコメントの実施
	3 月	地域医療構想(最終案)を健康福祉病院常任委員会で説明 県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議、公示

病床機能報告制度と地域医療構想（ビジョン）の策定

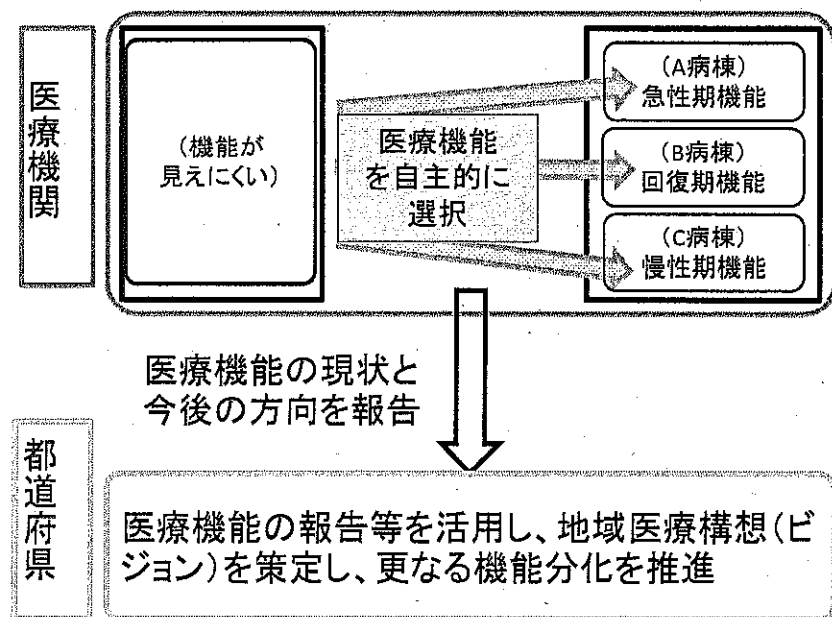
○ 病床機能報告制度（平成26年度～）

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 地域医療構想（ビジョン）の策定（平成27年度～）

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドラインを策定する（平成26年度～）。



(地域医療構想(ビジョン)の内容)

1. 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数 等
2. 2025年に目指すべき医療提供体制
・二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

7 医師・看護職員確保対策について

1 医師確保対策について

(1) 取組状況

①三重県地域医療支援センター後期臨床研修プログラムの活用促進

若手医師のキャリア形成と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うことを目的として作成した17基本領域の後期臨床研修プログラムについて、本年度から募集を開始し、昨年6月以降、初期臨床研修2年目の医師修学資金貸与者等対象者(47人)の研修先病院を訪問の上、複数回の個別面談を実施しました。

また、後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、昨年7月に医師修学資金貸与制度における返還免除のための義務勤務コースとして「地域医療支援センターコース」を新設し、個別面談等により周知を図りました。

2月末現在で研修医4名が後期臨床研修プログラムの活用を希望しているところであり、引き続き、より多くの対象者に後期臨床研修プログラムを活用してもらうよう働きかけていきます。

②医療分野における国際連携

三重県の医療分野における魅力向上等につなげるため、県内関係大学の代表者により構成する国際医療技術連携体制(M-MUSCLE)協議会を設置し、学術面等にかかる国際連携について検討を進めます。

※設置 : 平成27年3月6日(金)

※構成大学 : 三重大学、三重県立看護大学、鈴鹿医療科学大学、
四日市看護医療大学、皇學館大学

※M-MUSCLE : 三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ
(Mie Medical University Science Collaboration League)

(2) 今後の対応

三重県地域医療支援センターのキャリア形成支援については、引き続き、三重大学等関係機関と連携しながら、国における新たな専門医制度の検討状況をふまえつつ、後期臨床研修プログラムの利用促進に向けて取組を進めます。

また、三重県の医療分野における魅力向上と医療従事者の県内定着、医療技術のさらなる向上等を図るため、医療分野の国際連携を進めていきます。

2 看護職員確保対策について

(1) 取組状況

①三重県看護職員確保対策検討会

今後、医療に対するニーズは複雑化し、予防をはじめ在宅ケアなど幅広いサービスが求められることから、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備することが必要であり、それに対応できる看護職員の確保対策はますます重要な課題です。

このような状況のなか、関係者の意見をふまえつつ看護職員の確保にかかる取組を体系的に整理し、総合的に検討する場として、「三重県看護職員確保対策検討会」を設置し、「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から検討を行っています。

検討会では、学生の確保や養给力強化への取組、免許保持者の復職支援策の充実、離職防止のための働きやすい職場づくり、専門性の向上やキャリアアップの方策、働きがいの維持向上を図る取組などについて議論が重ねられており、今後、現時点における取組の方向性についてまとめることとしています。

②助産師確保対策

助産師の就業先の偏在是正や助産実践能力の向上を図るため、医療機関間での人材交流を図りながら、実践能力を強化する助産師出向システムの導入に向けた準備を進めることとします。

また、院内助産や助産師外来といった助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援も行います。

(2) 今後の対応

看護職員の総合的な確保対策を一層推進するため、平成27年度から医療対策局に「看護師確保対策監」を設置します。そのうえで、引き続き三重県看護職員確保対策検討会において、平成28年からの看護職員需給見通し策定も含め、今後の取組のあり方等について検討を行います。

また、安全・安心で快適な出産ができる体制の確保に向け、助産師の積極的な活用を図っていきます。

3 職種を越えた確保対策について

(1) 取組状況

①三重県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して総合的な支援を行うため、平成26年8月に三重県医療勤務環境改善支援センターを開設(公益社団法人三重県医師会に委託)しました。

本年度においては、勤務環境改善マネジメントシステムの導入促進等、医療機関に対する普及啓発に努めるとともに、医療労務管理アドバイザーによる各種相談への対応を行っています。

②女性が働きやすい医療機関認証制度

医師や看護職員をはじめとした、女性医療従事者が働きやすい勤務環境の改善に向けた医療機関の主体的な取組を促進するため、県による公的な「認証制度」を創設します。

認証制度の内容については、三重県医師会、三重県病院協会、三重県看護協会、三重労働局、三重大学、三重県社会保険労務士会の代表者からなる検討会での意見をふまえ、三重県医療勤務環境改善支援センター勤務環境マネジメントシステムとの一体的な運用を考慮しながら検討を進めます。

(2) 今後の対応

女性が働きやすい医療機関認証制度については、来年度、三重県医療勤務環境改善支援センター運営協議会に設置を予定している外部有識者等による専門部会で審査のうえ、三重県が認証します。

また、三重県医療勤務環境改善支援センターについては、女性が働きやすい医療機関認証制度と連携しながら、医療機関における勤務環境改善への取組がさらに促進されるよう、相談体制の強化を図っていきます。

8 国民健康保険の財政運営の都道府県化について

1 現状および課題

平成 25 年 8 月、社会保障制度改革国民会議において、多額の赤字補填などの問題を抱えながら市町村が運営する国民健康保険の財政運営について、その赤字の原因や運営上の課題を解決したうえで、都道府県へ移行すべきとの報告がなされました。その後、同年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」にこの内容が盛り込まれるとともに、国と地方による協議が行われ、本年 1 月 13 日、政府の社会保障制度改革推進本部において、次期医療保険制度改革の骨子が決定されたところです。

同骨子によると、国民健康保険改革として平成 27 年度から保険者支援制度の拡充 1,700 億円を含む 1,900 億円の公費投入、次年度以降さらに拡充して、平成 29 年度以降は 3,400 億円の公費投入を行い、財政基盤を強化したうえで、平成 30 年度から都道府県が財政運営などの国民健康保険運営の中心的な役割を果たすこととし、その改革法案が、平成 27 年通常国会に提出される見込みです。

今後は、国における制度設計の詳細に関する議論を注視しながら、国民健康保険の運営主体が県に移行する際に、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう制度運営等について市町と十分協議する必要があります。

また、高齢化の進展等により医療費が増加する中、安定的な国民健康保険の運営ができるよう、財政基盤のさらなる強化を国に働きかけていく必要があります。

2 今後の予定

平成 30 年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化が円滑に行われるよう、県に設置を予定している「国民健康保険運営協議会」*において、国民健康保険運営方針の策定や県と市町の役割分担等について検討を進めていく予定です。

*「国民健康保険運営協議会」とは、被保険者代表や保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表から構成される国民健康保険の運営方針など国民健康保険の運営に関する重要事項を審議する執行機関の附属機関で、現在は市町村に設置されています。今回の改正で都道府県にも設置が予定されています。

9 がん医療提供体制について

1 現状

本県では、国が指定する「がん診療連携拠点病院」（以下「拠点病院」といいます。）と、拠点病院に準ずる病院として県が指定する「三重県がん診療連携推進病院」（以下「推進病院」といいます。）が連携・協力することによって、がん医療を提供してきました。

平成 26 年 1 月、国は、患者とその家族が納得して治療が受けられる環境の整備を図る観点から、新たに「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「新指針」といいます。）を示し、拠点病院の指定要件について診療実績にかかる数値基準を設ける等の見直しを行いました。

県としては、このような拠点病院の指定要件の見直しに合わせ、県のがん医療提供体制の一層の充実・強化を図るため、がん医療の現状、医療資源の有効活用の観点もふまえつつ、今後のがん医療提供体制のあり方について一定の整理を行いました。

2 本県における今後のがん医療提供体制

（1）見直しの視点

県内のがん患者がその居住する地域に関わらずがん医療を受けられるよう、標準的・集学的治療^{*}の均てん化を図ることが必要です。拠点病院については、国が指定を行う予定ですが、その指定は 2 次医療圏に 1 箇所とされており、本県では 4 箇所と想定されます。しかしながら本県は南北に長く、一定規模の人口を擁する都市が長軸方向に点在していることから、当該箇所数に限らず、がん医療を提供する医療機関を整備していくことが必要です。なお、本県では 10 箇所程度の整備をめざすことが適当と考えられます。

また、このような標準的・集学的治療を行わないまでも、がん医療の多様化や治療技術の高度化に対応した医療を提供したり、地域で患者の療養生活をフォローアップしたりすることで、拠点病院等の機能を補完し、県全体のがん医療体制を一層充実させることが必要となってきます。

※標準的治療：各学会の診療ガイドラインに準ずる治療等で、がん患者の状況に応じた適切な治療。

集学的治療：手術、放射線治療及び化学療法を、がんの種類や進行度に応じて効果的に組み合わせた治療。

(2) がん医療提供体制の整理

これまでの推進病院に代わり、以下の2類型を設けます。

① 三重県がん診療連携準拠点病院（以下「準拠点病院」といいます。）

拠点病院に準ずる診療実績や診療体制を有し、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関。

（指定要件）

- ・ 手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる標準的・集学的治療や緩和ケアを提供する体制が整備されていること。放射線治療は必須としない。
- ・ 原則として、診療実績など拠点病院の指定要件を満たすこと。

② 三重県がん診療連携病院（以下「連携病院」といいます。）

拠点病院や準拠点病院と連携（紹介患者の情報の相互交換、拠点病院等で構成されるネットワーク会議への参加など）しながら、拠点病院や準拠点病院だけでは提供できないがん医療を提供する医療機関。

（指定要件）

- ・ 標準的・集学的治療を行わないまでも、高度又は特異的な医療を提供していること、または、当該医療機関が所在する地域において、対象の患者数が多いなどの理由で拠点病院や準拠点病院だけでは対応しきれない医療を提供していること。

3 今後の課題

がんは「治らない病気」から「治る病気」となりつつあります。標準的・集学的治療を経て療養生活を送る患者を、緩和ケアを含めて地域でフォローアップする体制づくりについて検討していく必要があります。

4 今後の予定

平成 27 年 3 月下旬頃
4 月～

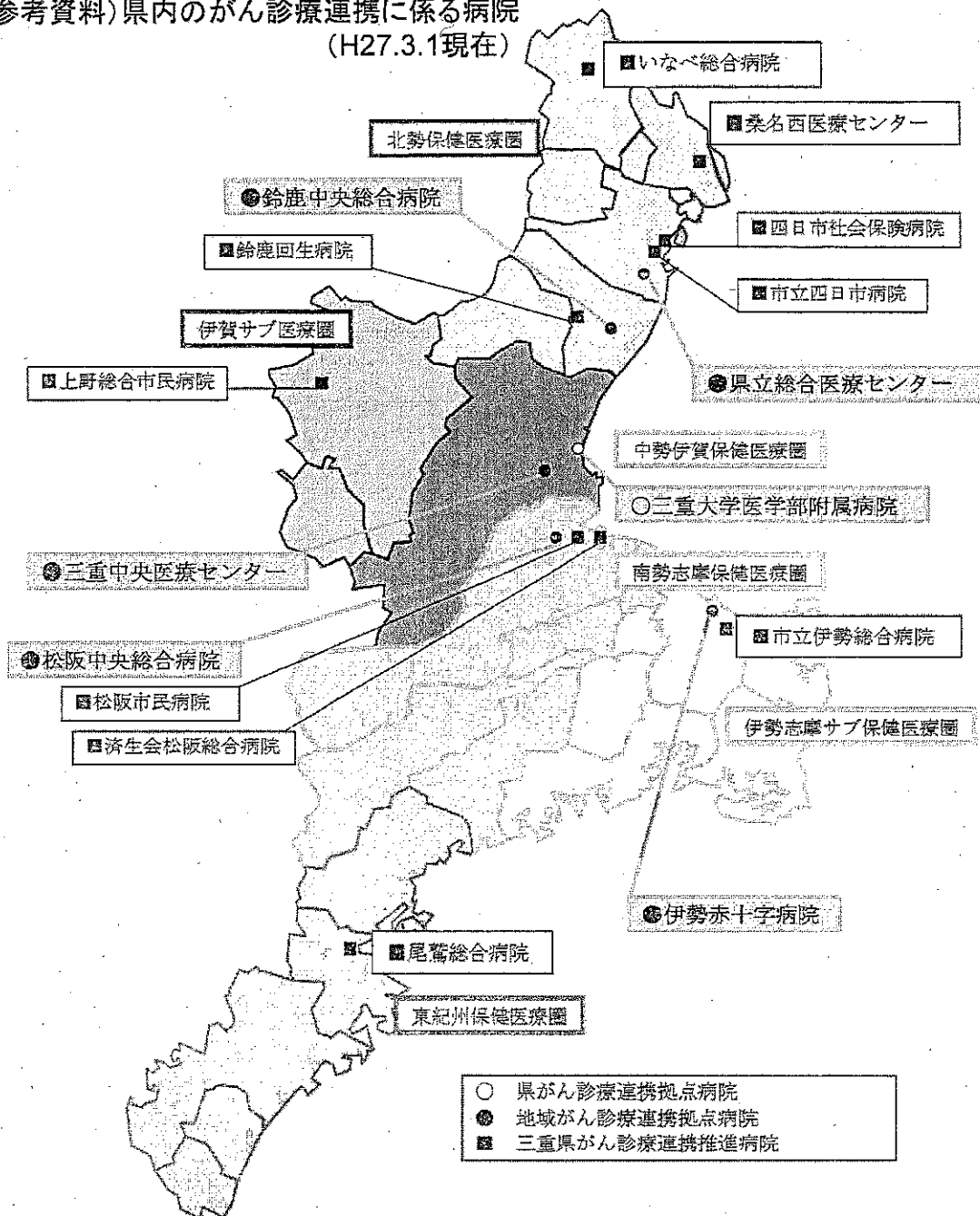
国から拠点病院の指定結果の通知
準拠点病院、連携病院の指定

（経過措置；現行の推進病院については、平成 30 年 3 月末まで推進病院としての指定の継続を可能とします。この間に、準拠点病院または、連携病院の指定を申請することができます。）

平成 30 年 4 月～

次期「三重県がん対策戦略プラン」に基づく取組

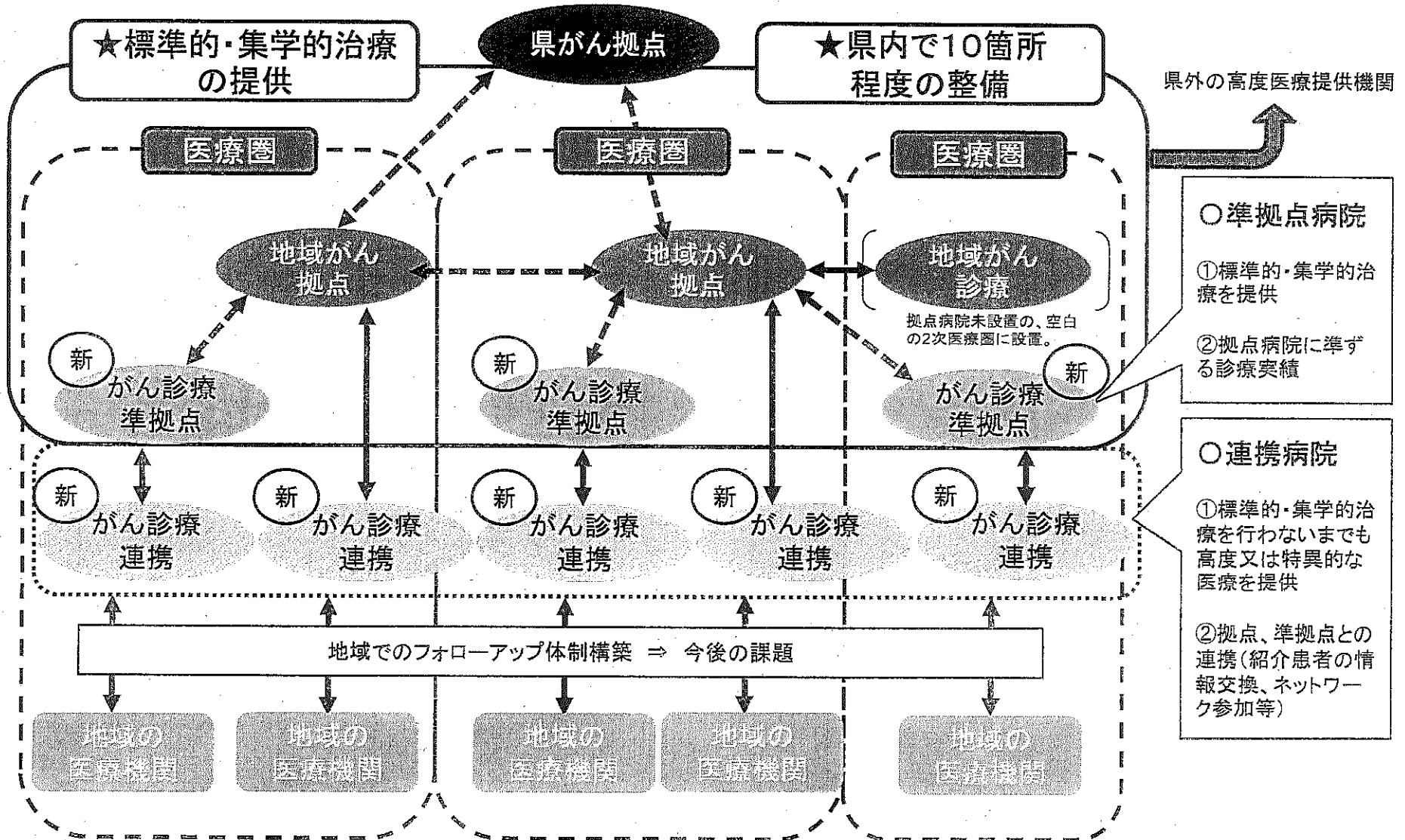
(参考資料) 県内のがん診療連携に係る病院
(H27.3.1現在)



「がん診療連携拠点病院」及び「三重県がん診療連携推進病院」
指定一覧(27.3.1時点)

◆「がん診療連携拠点病院」		
	病院名	指定日
1	三重大学医学部附属病院 大都道府県がん診療連携拠点病院	平成22年4月1日
2	三重県立総合医療センター	平成22年4月1日
3	鈴鹿中央総合病院	平成22年4月1日
4	三重中央医療センター	平成22年4月1日
5	松阪中央総合病院	平成22年4月1日
6	伊勢赤十字病院	平成22年4月1日
◆「三重県がん診療連携推進病院」		
	病院名	指定日
1	市立四日市病院	平成22年11月24日
2	松阪市民病院	平成23年3月25日
3	鈴鹿回生病院	平成23年3月31日
4	済生会松阪総合病院	平成23年11月21日
5	四日市羽津医療センター	平成24年1月5日
6	伊賀市立上野総合市民病院	平成25年3月1日
7	桑名西医療センター	平成26年4月1日
8	いなべ総合病院	平成26年4月1日
9	市立伊勢総合病院	平成26年4月1日
10	尾鷲総合病院	平成26年4月1日

今後のがん医療提供体制



10「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(最終案)について

「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」中間案について、平成26年12月から平成27年1月にかけてパブリックコメントを実施したうえで、三重県少子化対策推進県民会議の議論を経て、計画の名称を「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」とし、最終案を取りまとめました。 別紙1-1

1 めざすべき社会像(別冊3 P1)

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を、おおむね10年先のめざすべき社会像として設定し、取組を進めていきます。

2 計画推進の原則(別冊3 P2)

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、「家族」のあり方が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
- ② 「家族」形成は当事者の判断が最優先される
- ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
- ④ 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
- ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

3 計画目標(別冊3 P4)

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、数値目標として、計画全体を包含する以下の2つの「総合目標」と、後述する「重点的な取組」の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

また、目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけます。

○2つの総合目標

総合目標1

県の合計特殊出生率(平成25年 1.49)を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(「希望出生率」)である1.8台に引き上げる。

総合目標2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(平成25年度 56.0%)を、平成36年度に67.0%まで引き上げる。

4 ライフステージ毎の取組方向（別冊3 P7）

めざすべき社会像の実現に向けては、ライフステージごとに切れ目のない支援が必要であり、取組ごとに「現状と課題」、「5年後のめざす姿」、「主な取組内容」に整理し、記載しています。

5 県民の意識の高まり、環境の整備等（別冊3 P21）

県民の皆さんや企業、関係機関等と少子化等に対する危機感と取組の必要性の認識を共有し、連携して、安心して子育てができ、子どもが豊かに育つ環境を整えていきます。

6 重点的な取組（別冊3 P27）

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む14の内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標として「重点目標」を設定し、進行管理を行っていきます。

（重点目標の一覧について [別紙1-2](#)）

7 計画を推進するために（別冊3 P65）

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、庁内関係部局の連携を確保し、推進していきます。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざすべき社会像の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

さらに、取組の進捗状況を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

8 一体化する計画の記載

本計画は①「少子化対策計画」、②「次世代育成支援行動計画」、③「子ども・子育て支援事業支援計画」、④「ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化した計画ですが、③④については附属資料に詳細を記載しています。

〔 子ども・子育て支援事業支援計画の概要について [別紙1-3](#)
ひとり親家庭等自立促進計画の概要について [別紙1-4](#) 〕

9 その他

中間案について、パブリックコメントの募集を行ったところ、18名から計53件のご意見をいただきました。

主なご意見の概要・ご意見に対する県の考え方は[別紙2](#)のとおりです。

～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

おおむね10年先のめざすべき社会像

総合目標

- ① 県の合計特殊出生率(平成25年1.49)を、おおむね10年後を目途に、結婚や出産の希望がなかった水準(希望出生率)の1.8台に引き上げる
② 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(25年度56.0%)を36年度に67.0%まで引き上げる

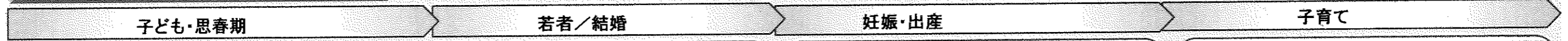
計画推進の原則 取り組むうえでの前提や約束事

- ① 子どもの最善の利益を尊重する ② 「家族」形成は当事者の判断が最優先される ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
④ 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

ライフステージ毎に切れ目のない対策

色塗りは計画における「重点的な取組」

重点的な取組に対応する「重点目標」は 別紙1-2



Main content area with 14 numbered boxes (1-14) detailing strategies for each life stage, including education, employment, pregnancy support, childcare, and social support.

働き方 (切れ目のない対策を講じるために)

Additional strategy boxes (9-14) focusing on work-life balance, support for women, and childcare support.

県民の意識の高まり、環境の整備

5年後のめざす姿 多様な主体が少子化等に対する危機感、及び少子化対策や子どもの育ち、子育て家庭を応援する取組の必要性の認識を共有し、相互に連携しながらそれぞれの取組を継続、強化している。等

計画を推進するために

庁外の連携...子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を推進
庁内の連携...庁内の関係部局の連携を確保しながら推進
計画の進行管理...PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づいた進行管理の実施

重点目標一覧

別紙1-2

重点的な取組	部局	重点目標			
		目標項目	現状値	27年度	31年度
1 ライフプラン教育の推進	健福	ライフプラン教育を実施している市町数	10市町 (26年度)	14市町	29市町
	教育	県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合	38.6% (26年12月末)	45.0%	100.0%
2 若者の雇用対策	雇経	「おしごと広場みえ」利用者の就職率	40.3% (25年度)	42.0%	48.0%
3 出逢いの支援	健福	出逢いの場の情報提供数	10件 (26年10月)	160件	240件
	健福	結婚支援に取り組む市町数	11市町 (25年11月)	13市町	22市町
4 不妊に悩む家族への支援	健福	男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数	19市町 (26年度)	21市町	29市町
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	健福	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (26年度)	99.6%	100.0%
	健福	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	22市町 (26年度)	24市町	29市町
	健福	訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	2市町 (26年度)	4市町	13市町
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	健福	出産1万あたりの産科・産婦人科医師数	96人 (24年)	96人以上 (26年)	110人以上 (30年)
	健福	小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数	4.2人 (24年)	4.2人以上 (26年)	5.5人以上 (30年)
	健福	就業助産師数	359人 (24年)	403人 (26年)	491人 (30年)
	健福	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (26年度)	98.0%	100%

重点的な取組	部局	重点目標			
		目標項目	現状値	27年度	31年度
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	健福	保育所の待機児童数(県)	48人 (26年4月1日)	48人	0人
	健福	放課後児童クラブ・放課後こども教室を設置する小学校区の割合(県)	88.0% (26年5月)	89.0%	93.0%
8 男性の育児参画の推進	健福	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	5 (27年1月)	60	300
		育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)	4.2% (25年度)	6.0%	14.0%
9 子育て期女性の就労に関する支援	雇経	学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	0校 (26年度)	2校	10校
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	雇経	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	31.8% (25年度)	37.0%	65.0%
11 子どもの貧困対策	健福	子どもの貧困対策については27年度に策定する予定の「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」をふまえて改定する予定	—	—	—
12 児童虐待の防止	健福	児童虐待により死亡した児童数	0人 (25年度)	0人	0人
13 社会的養護の推進	健福	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	7.8% (26年12月)	11.1%	18.1%
	健福	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.1% (26年12月)	18.2%	21.5%
14 発達支援が必要な子どもへの対応	健福	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	20.5% (25年度)	35.0%	65.0%

三重県子ども・子育て支援事業支援計画（最終案）について

県では、平成 27 年 4 月から、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していくため、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

県計画の量の見込みや確保方策は、各市町の子ども・子育て支援事業計画の数値をとりまとめており、現時点では市町計画が確定していないため、暫定値となっています。

1 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供

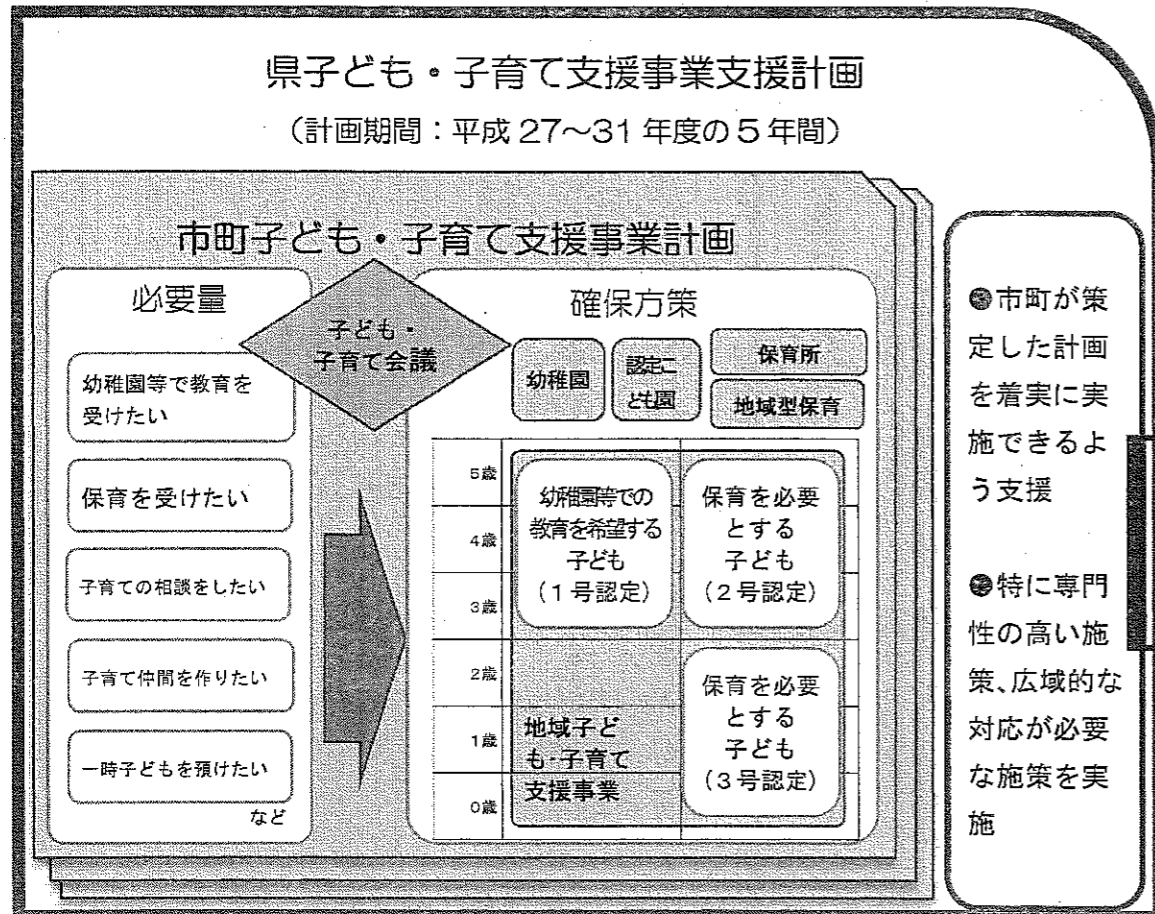
・幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の質の向上を図ります。また、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保

・地域のニーズをふまえ、待機児童解消のために保育の受入人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

・すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、利用者支援事業など新たな事業の創設や放課後児童クラブ等の充実を図ります。



教育・保育の量の見込み、確保方策

- ・量の見込み：利用希望等把握調査の結果から必要に応じて地域の実情を勘案し設定
- ・確保方策：平成 29 年度までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした「待機児童解消加速化プラン」をふまえて設定
(各市町が市町子ども・子育て会議を経て設定、県計画では各市町の数値を取りまとめて記載)
- ・確保の内容(供給)が量の見込み(需要)を下回る市町の数(暫定値)

	H27	H28	H29	H30	H31	各市町の対応
1号認定	7	5	4	4	4	認定こども園設置、広域利用、特例としての保育所利用
2号教育コース	4	4	3	3	3	認定こども園設置、幼稚園利用
2号保育コース	1	0	0	0	0	保育所の定員増により対応
3号認定	6	6	2	1	0	保育所、地域型保育事業の整備、定員増により対応

教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

- ・認定こども園の目標設置数、移行支援および普及に係る考え方
 <目標設置数>
 38施設(市町設置および私立幼稚園・保育所からの移行希望33施設、既存5施設)
- ・幼稚園教諭と保育士の連携支援のための合同研修の機会確保
- ・教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携支援、認定こども園、幼稚園や保育所と小学校等との連携支援

地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・平成 31 年度までの量の見込みに対応する確保方策を設定
- ・県による重点的な取組：病児保育事業の充実、放課後児童対策の促進、切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- ※地域子ども・子育て支援事業
 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業等
- ・確保の内容(供給)が量の見込み(需要)を下回る市町の数(暫定値)

	H27	H28	H29	H30	H31	各市町の対応
放課後児童健全育成事業	8	6	4	3	1	クラブの新設、定員増等により対応するが、対応検討中もある
病児保育、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応)	12	11	9	8	2	施設の新設、広域利用等により対応するが、対応検討中もある

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

- ・従事者の確保：保育士等の確保(新たな保育士の育成、現場の保育士の就業継続支援、潜在保育士の復帰支援、職場の環境改善等)、保育士資格の取得をめざす学生のための修学資金貸付制度を創設、放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員養成研修の実施、母子保健コーディネーター等の育成
- ・資質の向上、専門性の確保のための研修の充実

教育・保育情報の公表

- ・教育・保育施設、地域型保育事業の情報の公表

専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・社会的養護の充実
- ・母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実等

職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・子育て期女性の就労に関する支援、企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

計画の基本理念

『すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

基本理念の実現に向けた全体目標

○全体目標

平成26年に県が391名の母子世帯、父子世帯及び寡婦から回答を得た「三重県ひとり親家庭等実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、本県の母子世帯では、8割を超える母が就業しているものの、就労収入200万円未満の方が約6割となっている等、依然として厳しい状況が続いています

ひとり親家庭の世帯の82%を占め、父子や寡婦に比べて世帯収入も少ない母子家庭の母が自立し、安心して子育てと生活ができるためには、基盤となる世帯収入の増加が必要です。実態調査による母子世帯の年間世帯収入額の中央値（現状値）は、「200～250万円未満」の階層となっており、ひとり親家庭等にかかる施策の推進によって、中央値をまず5年間で1階層あげることが、計画の目標とします。



計画の全体目標	現状値	平成31年度目標
母子世帯の年間世帯収入額 (中央値の階層)	200～250万円未満	250～300万円未満

※現状値は、平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査での集計結果（全回答数307名）で、母子世帯の年間世帯収入額の中央値です。年間世帯収入額とは、就労収入のほか、養育費、手当等を含めた世帯の総収入額です。

6つの取組の柱と取組目標

第二期計画では、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知と相談機能の充実」の4つの支援施策を掲げて取組を進してきました。

第二期計画の4つの支援施策について、引き続き充実を図っていくとともに、新たな社会情勢の変化もふまえ、第三期計画においては、「子どもへの学習支援」「父子家庭に対する支援の充実」を新たに取組の柱に加え、6つの取組の柱を基本として取組を進めます。

① 親への就業支援

(就業相談・職業紹介)

- 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）による雇用促進
- 企業への働きかけ
- 母子・父子福祉団体等受注機会拡大
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(資格や技術取得の支援)

- 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給
- 就業支援講習会

② 子育てと生活のための支援

- 幼児・保育サービスの充実
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭情報交換会
- 放課後児童クラブ利用料助成
- 保育所・放課後児童クラブ優先入所
- 乳幼児訪問
- 公営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設

③ 子どもへの学習支援

- ひとり親家庭の子どもに対する学習支援

④ 経済的な安定のための支援

- 児童扶養手当
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 一人親家庭等医療費助成
- 養育費の確保

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

- 三重県母子・父子福祉センターでの相談対応の強化
- 福祉事務所での相談対応の強化
- 情報提供の充実
- 関係団体との連携

⑥ 父子家庭に対する支援の充実

- 父子家庭に対する相談対応の強化
- 父子家庭に対する情報提供の強化
- 情報交換会への父子家庭の参加

母子・父子福祉センター就業実績

現状値
8件



平成31年度
40件

高等職業訓練促進給付金受給者の常勤雇用率

現状値
79%



平成31年度
90%

ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町

現状値
8市町



平成31年度
全市町

ひとり親家庭等学習支援が実施された市町

現状値
2市



平成31年度
15市町

養育費を受給している割合

現状値
45%



平成31年度
60%

母子・父子福祉センター相談件数

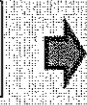
現状値
214件



平成31年度
400件

福祉事務所相談件数

現状値
8,180件



平成31年度
10,000件

福祉事務所父子家庭相談件数

現状値
169件



H31年度
1,800件

パブリックコメントの意見概要一覧

別紙2

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	出逢いの支援	<p>県内市町では婚活イベントを実施しているが、居住する自治体でのイベントは知り合いも多く参加しにくいという声が聞かれ、各市町は参加者を集めることやイベントの内容を考えることに苦慮する場面が多く、イベントを実施する市町でも年1回ないし2回程度しか実施できていない状況にある。</p> <p>この計画では重点的な取組「出逢いの支援」の中で出逢いの場等の情報提供が挙げられているが、情報の提供だけでなく、県内の結婚を希望されている方の情報を集め、より多くの出逢いの場のため、各市町と情報共有することで、市町を横断した仕組みづくりを行っていただきたい。</p>	<p>県が出逢いの支援を進めるにあたり、知り得た結婚を希望する方の情報については、個人情報も含まれていることから、現時点で市町と共有することは考えておりません。しかし、各市町における出逢いイベントにおいて、参加者の募集が課題となっていることは承知しており、県が広域で情報提供を行うなど、結婚支援の取組に関わり、これに市町にも参加いただくことで、こうした課題の解消にもつながるものと考えています。</p>
2	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	<p>幼稚園教諭と保育士の連携を支援するための研修の参加対象拡大について、是非お願いしたい。なお、職員が少人数や預かり保育を実施している園では参加が難しく、幼稚園と保育園では保育時間が違うため研修時間の確保について課題があることから、研修に参加しやすいように、研修機会を確保するための人員配置の必要性など、具体的な方策を示してほしい。</p>	<p>県では、幼稚園教諭と保育士の連携を支援するための研修の参加対象拡大について、子ども・子育て支援事業支援計画(別冊3附属資料1 18ページ)に記載しています。</p> <p>また、市町でも、子ども・子育て支援事業計画において「幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項」を定めることとなっています。</p> <p>今後、市町は子ども・子育て支援事業計画等をふまえて研修計画を作成し、研修機会を確保するための人員配置の必要性などの具体的な方策について検討する予定です。</p>
3	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	<p>特別支援教育等の充実について、幼稚園では個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、継続的に支援を行っていきけるよう取り組んでいるが、今後も特別支援教育の充実をはかっていくためには、職員の専門性の向上とともに、人員確保が重要であり、必要な人員配置をすることの大切さを明記していただきたい。</p>	<p>県では、特別支援教育等の充実について、子ども・子育て支援事業支援計画に記載するとともに、教育委員会において策定している特別支援教育推進基本計画(仮称)に記載することとしています。</p>

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	放課後児童クラブの運営補助金が人数が1人変わると数百万円変わったり、年間250日以上要件を満たすために無理をして開所するなど、制度が実情にあっていないことから、国へ提言するとともに、県においてきめ細かな補助体系や要件緩和を実施してほしい。	放課後児童クラブの運営費補助については、国が平成27年度当初予算案において、原則として補助基準額を登録児童数に応じて細分化する方針を示しており、県でも国の方針に合わせて補助を実施していく予定です。 開所要件の緩和については、今後も引き続き、国への提言等を行うとともに、今回の補助基準額の見直しによる成果等を見たいと考えています。
5	企業による仕事と子育てとの両立に向けた支援	これまで県・三重労働局など関係する行政機関が連携して、労働時間の短縮、年次有給休暇の完全取得などワーク・ライフ・バランスの確保に向けた啓発や取組をすすめてきたが、実際進んでいないのが現状であり、早急の実効性のある対策の検討と取組を行う必要がある。	ご指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進については、取組企業が年々増加しているものの、社会の認知度はまだまだ低い状況です。先般、三重労働局において、「働き方改革推進本部」が設置され、労働局、県や市町が連携し、関係団体の協力をいただきながら、企業への働きかけの強化などに取り組んでまいります。
6	児童虐待の防止	「初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要」とされているが、アセスメントの充実とともに、対応する人材の確保(初期対応におわれ人材不足)とケースワーカーの質的向上を図る必要がある。	児童虐待対応のために、児相体制を年々強化しているところです。平成26年度は、ケースワーカーが困難事例への対応に注力できるよう、中・軽度の対象ケースの児童・家庭に対するモニタリングを民間機関と協働で行うモデル事業を実施しているところです。また、児童相談所職員の資質向上のため、平成24年度に研修体系を整備し、各種研修の実施に取り組んでいます。

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	社会的養護の推進	<p>現在の児童養護施設・乳児院中心の社会的養護から、本体施設1/3、グループホーム1/3、里親・ファミリーホーム1/3への転換を目指しているが、そのためには関係者、特に直接児童と寝食を共にする保育士及び里親の資質と熱意が必須であり、その根本には子どもを育てる喜びと自分が無くてはならぬ存在であると、あたかも実の親の如き心があることが望ましい。</p> <p>近年児童のプライバシー保護の面から、施設や里親の活動が具体的な事例としてマスコミなどで紹介される事が極端に減少し、福祉を目指す人たちの心を揺るがすことが無く、賃金や労働条件の面の改善のみが議論されるので、社会一般や学校教育において、やりがいのある仕事であるかを経常的にもっと啓蒙する施策を加えられることを期待したい。</p>	<p>社会的養護の推進にあたっては、地域社会全体にかかるものであり、里親や施設等の具体的な活動や実情についての情報発信が必要と考えています。このため、社会的養護の現状や里親制度の正しい理解等を広めるための啓発に引き続き取り組んでいきます。</p>
8	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	<p>「発達支援が必要な子どもへの対応」に関して、支援ニーズが高まっている。三重県こども心身発達医療センターの開設と三重病院との連携による整備についての時期等を明確にすべきではないか。</p> <p>また、発達障がい児施策に対しては、児童養護施設入所児童も多く、教育と福祉分野が協働すべきことで期待したい。</p>	<p>ご意見をふまえ、計画中に、三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備時期(平成29年度)について追記しました。</p> <p>なお、国立病院機構三重病院の隣接地に整備し相互の機能を連携・補完させることにより、合併症や小児科的な身体管理等が必要なケースへの対応が可能となるとともに、専門性の向上による臨床研修の充実が図られ、医師確保や人材育成にもつながるものと考えています。</p> <p>また、入退院等で調整や連携を要する関係機関に医療・福祉施設等を追加しました。</p>
9	困難を有する子ども・若者への支援	<p>ひきこもりについては詳細な記述があり、取り組み内容も記載されているが、若年無業者等の支援に関しては後退した感じが読み取れるので、もう少し、具体的な取り組みがあっただけではないか。</p> <p>三重県という地方において、雇用施策の中に、多重な課題を持つ若者の雇用支援を持つということは、非常に重要なことであり意義のあることではないか。</p> <p>三重県内にはサポステがあり、実績もあるので、サポステの統計なども入れるといいのではないか。</p>	<p>ご意見をふまえ、「困難を有する子ども・若者への支援」の主な取組内容に、以下を追記します。(別冊3 13ページ)</p> <p>④若年無業者の自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーション等と連携し、自立訓練、就労体験事業を進め、若年無業者の早期の就業につながるよう取り組んでいきます。【雇用経済部】</p>

【所管事項説明】

11 「三重県家庭的養護推進計画」（最終案）について

1 計画の経緯（別冊4 P1）

「三重県家庭的養護推進計画」については、関係施設代表者等による三重県家庭的養護推進計画策定検討会議の議論を経て、家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定め、最終案として取りまとめました。計画の最終案の概要は別紙のとおりです。

2 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

【基本的方向】

基本理念に則り、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向けて、計画期間を通じて取り組むべき家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定めます。

3 計画期間と計画の進行管理

平成27年度から平成41年度までの15年間を計画期間とします。

計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分し、各期末に計画の見直しを行います。

なお、毎年度、里親委託推進委員会や関係団体等との協議の場において、実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

4 家庭的養護の推進に関する基本的考え方（別冊4 P2）

(1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み

児童人口の減少、要保護児童数の推移、近年の児童虐待相談対応件数の急増等に伴う被虐待児等への対応から、要保護児童数としては、現状と同規模程度（500～540人）で推移すると想定します。

(2) 家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み

家庭養護（里親・ファミリーホーム）の優先や里親登録者の増加の取組を進めるとともに、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置を促進して、家庭的養護の環境整備を進めます。また、施設の体制強化に取り組みながら、小規模グループケア化・地域分散化を促進します。

これらにより、養護可能な児童数が、社会的養護を必要とする児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

5 計画目標

本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標に設定します。

○前期・中期・後期の各期末において達成すべき目標

	平成26年度 (H26.12.1時点)				平成31年度【前期】 (H32.3.31時点)				平成36年度【中期】 (H37.3.31時点)				平成41年度【後期】 (H42.3.31時点)			
	箇所数	定員	入所児童数	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)
本体施設	15	446	411	76.1	15	376	326	60.4	15	323	250	46.3	15	301	194	35.9
※本園型小規模GC	(24)	(164)	(157)		(40)	(270)	(243)		(45)	(287)	(230)		(47)	(301)	(194)	
児童養護施設	12	401	376		12	331	286		12	278	210		12	256	154	
※本園型小規模GC	(22)	(154)	(149)		(36)	(250)	(223)		(36)	(242)	(190)		(38)	(256)	(154)	
乳児院	3	45	35		3	45	40		3	45	40		3	45	40	
※本園型小規模GC	(2)	(10)	(8)	(4)	(20)	(20)	(9)	(45)	(40)	(9)	(45)	(40)				
グループホーム	7	44	42	7.8	16	98	98	18.1	23	142	142	26.3	27	166	166	30.7
児童養護施設 分園型小規模GC	2	14	14		7	44	44		11	70	70		12	76	76	
地域小規模児童養護施設	5	30	28		9	54	54		12	72	72		15	90	90	
里親・ファミリーホーム		220	87	16.1		276	116	21.5		333	148	27.4		392	180	33.3
里親		202	79			240	95			285	115			320	130	
ファミリーホーム	3	18	8		6	36	21		8	48	33		12	72	50	
合計		710	540	100.0		750	540	100.0		798	540	100.0		859	540	100.0

※「里親」の定員欄は、登録者数を記載しています。また、割合(%)は、四捨五入の関係上、計は必ずしも100になりません。

6 取組方策(別冊4 P5~)

(1) 家庭養護(里親・ファミリーホーム)

- ① 里親等委託の推進(別冊4 P5)
- ② 里親支援の充実(別冊4 P8)
- ③ ファミリーホームの設置促進・支援の充実(別冊4 P9)

(2) 施設養護(児童養護施設・乳児院)

- ① 施設整備、定員設定/ユニット数(別冊4 P10)
- ② 職員体制、人材確保・人材育成(別冊4 P13)
- ③ 施設の高機能化、地域支援の充実(別冊4 P16)

(3) その他(別冊4 P17)

- ① 自立支援の充実
- ② 子どもの権利擁護の推進

計画策定にあたって

●計画の趣旨

平成23年7月、国が公表した「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護は家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく方針とともに、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつにしていく目標が示されました。

三重県では、平成24年度に「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」をとりまとめ、平成25年度には、すべての児童養護施設・乳児院において「家庭的養護推進計画」が策定されました。

これらをもまえ、本県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するため、「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化等を進めるための具体的な方策を定めます。

計画策定の基本理念

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

計画期間と計画の進行管理

平成27年度から平成41年度までの15年間の計画期間とします。5年毎に区分し、各期末に見直しを行います。

なお、毎年度、里親委託推進委員会や関係団体等との協議の場において、実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

家庭的養護推進に関する基本的考え方

(1)社会的養護を必要とする児童数の見込み

児童人口の減少、要保護児童数の推移、近年の児童虐待相談対応件数の急増等に伴う被虐待児等への対応から、要保護児童数としては、現状と同規模程度(500～540人)で推移すると想定します。

(2)家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み

家庭養護(里親・ファミリーホーム)の優先や里親登録者の増加の取組を進めるとともに、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置を促進して、家庭的養護の環境整備を進めます。また、施設の体制強化に取り組みながら、小規模グループケア化・地域分散化を促進します。

これらにより、養護可能な児童数が、社会的養護を必要とする児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

(3)目標設定

本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標に設定します。

養護の形態 要保護児童数	本体施設	グループホーム	里親・ ファミリーホーム
平成26年12月現在	411人(76.1%)	42人(7.8%)	87人(16.1%)
平成31年度末 (5年後)	326人(60.4%)	98人(18.2%)	116人(21.5%)
平成36年度末 (10年後)	250人(46.3%)	142人(26.3%)	148人(27.4%)
平成41年度末 (15年後)	194人(35.9%)	166人(30.7%)	180人(33.3%)

取組方策

1 家庭養護

(1)里親等委託の推進

- 児童の措置について、里親委託優先の原則の徹底
- 施設入所児童の里親委託の促進
- 里親制度に対する県民の正しい理解を促すための普及啓発
- 里親登録者をさらに増やすための里親説明会の開催
- 登録里親のいない又は少ない地域において重点的に新規登録の推進
(1中学校区1養育里親登録)
- 要保護児童の保護者に対する里親制度の正しい理解の促進

(2)里親支援の充実

- 定期的な家庭訪問等による里親・子どもの状況等にに応じた、十分なサポート
- 児童相談所の里親専任担当者の配置
- 施設の里親支援専門相談員の配置促進
- 里親のニーズに応じた研修の充実
- 里親サロンの運営方法の工夫・改善

(3)ファミリーホーム(FH)の設置促進・支援の充実

- 養育経験豊富な里親や施設に対するFH開設に向けた働きかけ
- 養育者研修の充実
- 里親・FHの相互交流の促進
- FHの安定運営に向けた支援策の検討

2 施設養護(児童養護施設・乳児院)

(1)施設整備、定員設定/ユニット数

- 本体施設の小型化(定員45人以下)やオールユニット化の促進
- グループホームの設置促進

(2)職員体制、人材確保・人材育成

- 職員配置基準の引き上げに伴い、組織体制を強化
- 養育機能を確保するための職員体制の充実
- 専門性の向上、研修体制の充実

(3)施設の高機能化、地域支援の充実

- 本体施設の専門的ケア機能の強化や養育支援技術の向上を促進
- 施設の専門的ケア機能の活用などによる地域支援、家庭支援の充実
- 児童家庭支援センターの設置を促進し、地域の子育てを支援
- 退所児童について要保護児童対策地域協議会で情報共有を図り、フォロー
- 各施設における子育て短期支援事業の実施を市町に働きかけ

3 その他

(1)自立支援の充実

- 生活スキルの獲得支援
- 措置延長や自立援助ホームの活用
- 基礎学力や学習習慣、社会性の獲得を目的に学習支援を実施

(2)子どもの権利擁護の推進

- 子どもの権利ノートを活用し、要保護児童の権利擁護を推進
- 各施設等における第三者評価の着実な受審と自己改善を促進
- 被措置児童等虐待の発生予防

めざすべき15年後の姿

- 登録里親が確保されるとともに、ファミリーホームが開設され、県内各地域において家庭養護の場が確保されています。
- 要保護児童の3分の1程度が家庭養護の環境で生活しています。

- 委託に際し、複数の登録里親の中から選定でき、子どもが可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるようになっています。
- 里親と児童相談所、里親支援専門相談員が連携して、安定した家庭環境を提供しています。
- 養育にあたる里親は、専門のアドバイスを受け、子どもの成長とともに自身の養育スキルを向上させています。

- 県内各地にFH(12か所)が開設され、より専門的なケアを必要とする子どもを中心に、安定した養育環境が提供されています。

- 本体施設における専門的ケアの向上が図られるとともに、地域分散化によって、県内各地で施設による子育て支援が行われています。
- 本体施設、グループホームで、それぞれ要保護児童の3分の1程度が生活しています。

施設種別 (施設数)	定員 (人)	本体施設・ オールユニット化	グループ ホーム
児童養護 施設(12)	422	38ユニット (256人)	27ユニット (166人)
乳児院 (3)	45	9ユニット (45人)	—

12「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（最終案）について

1 策定の経緯

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）（仮称）」中間案について、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、三重県医療審議会健やか親子推進部会の議論を経て、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）～地域のやさしさが、あなたに健やかな出産・育児を届けます～」とし、最終案を取りまとめました。計画の最終案の概要は別紙1のとおりです。

2 計画の基本理念（別冊5 P2）

計画の基本理念は、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とします。

3 取組の推進体制（別冊5 P29）

フィンランドのネウボラの仕組みを参考とした、新たな三重県の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により、特に次の4つの視点を持って取組の推進を図ります。

○継続的な支援

妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを提供する。

○ワンストップの支援

行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約されることにより、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる。

○予防的支援

ポピュレーションアプローチの観点から、すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる。

○家族支援

母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する。

「出産・育児まるっとサポートみえ」の概要は別紙2のとおりです。

4 重点課題及び目標（別冊5 P31）

次の5つの課題を重点的に取り組むべき課題(重点課題)とし、課題ごとにめざす姿と県の取組内容、本計画の計画期間において達成すべき数値目標等を掲げて取組を推進します。

- 重点課題1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 重点課題2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 重点課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 重点課題4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- 重点課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

重点課題ごとの成果指標一覧

重点課題1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
乳児死亡率(出生千対)	3.0 (H25)	減少	減少
幼児(1歳から4歳)死亡率(人口10万対)	19.2 (H25)	減少	減少
むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	86%	90%

重点課題2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
十代の人工妊娠中絶率	5.9 (H25)	減少	減少
中学3年生(14歳)の女生徒で体重が標準の -20%以下の割合	3.17% (H25年度)	減少	減少
十代の性感染症報告数(1定点あたり)	1.24 (H25 性器クラミジア) 0.06 (H25 淋菌感染症) 0.24 (H25 尖圭コンジローマ) 0.06 (H25 性器ヘルペス)	減少	減少

重点課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
【新】住んでいる地域で子育てをしたいと思う 親の割合	94.6% (H26年度)	増加	増加
乳幼児の不慮の事故死亡率(人口10万対)	41.2 (H25 0歳) 3.2 (H25 1~4歳)	減少	減少

重点課題4 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26年度)	100%	100%

重点課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
虐待による死亡件数(児童相談所関与)	0件 (H25年度)	0件	0件

5 計画の進行管理及び見直し（別冊5 P45）

計画の進行管理については、年度ごとに三重県母子保健報告等により数値目標の達成状況等を把握・評価し、三重県医療審議会健やか親子推進部会に報告したうえで、市町、関係機関、団体へ周知するとともに、県のホームページで公表します。

評価後は、評価結果や部会でいただいた意見をふまえて、翌年度以降の取組等について検討を行い、必要に応じて取組内容や個別の事業内容等について見直しを行います。

また、計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間としますが、計画策定後、5年を目途に計画全体についての中間評価と必要な見直しを行います。

6 その他

中間案について、パブリックコメントの募集（意見募集期間 平成26年12月11日から平成27年1月13日まで）を行ったところ、2名から計5件のご意見をいただきました。主なご意見の概要・ご意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

ページ・項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
別冊5 P29 第3章 取組の推進体制と重点課題及び目標	計画に挙げられている重点課題を解決するには、母子保健のみの取組では不可能である。子育て支援部局や成人保健分野との目に見える連携が必要である。 また、児童虐待の予防の観点から、親支援の体制・システムも整備してほしい。	計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育など各分野の連携を強化するとともに、市町と連携してそれぞれの地域の実情に応じた支援のあり方について検討し、取組を進めていく必要があると考えています。ご意見を参考に今後の取組を進めていきます。
別冊5 P42 (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策	アンケートはあくまでも手段であり、得られる情報の有効な利活用（低体重児出産や児童虐待の防止など）に向けた検討が必要である。	アンケート等により得られる妊産婦等の情報の有効な活用方法については、今後も市町や医療機関等の関係機関・団体と協力しながら、検討を進めていく必要があると考えています。ご意見を参考に今後の取組を進めていきます。
別冊5 P44 第4章 計画の総合的な推進	県の取組を推進するためには、各保健所の保健師も主体的に市町に出向いて、具体的な事業を実施するなかで市町に対して支援等を行う必要がある。	母子保健分野における県及び県保健所の役割については、母子保健事業の多くが権限移譲により市町に移管されたことに伴い大きく変化していることから、当該計画の中で改めて県及び県保健所の役割を整理しています。 また、今後は、県が新たに設置する母子保健体制構築アドバイザーと県保健所との連携を図りながら、地域の実情に応じた市町への助言・支援等の取組を進めていきます。

「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)～地域のやさしさが、あなたに健やかな出産・育児を届けます～」(最終案)の概要

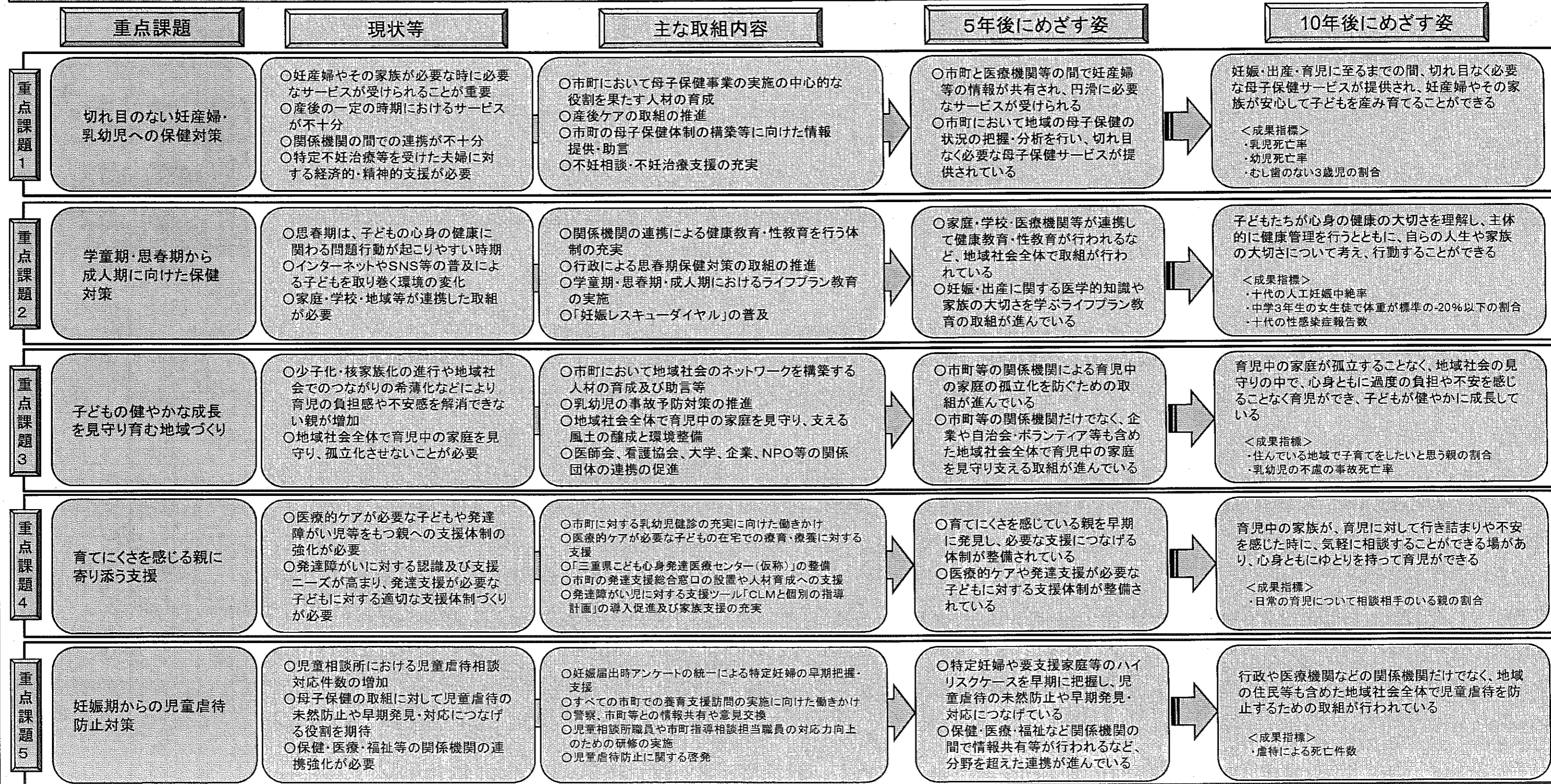
＜基本理念＞ 子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

＜取組の推進体制＞

「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組を推進
 県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けられる新たな三重県の出産・育児支援体制

＜取組の推進に向けた4つの視点＞

- ①継続的な支援：妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを提供する
- ②ワンストップの支援：関係機関のネットワークにより情報が市町の相談窓口を集約され、速やかにサービスをコーディネートできる
- ③予防的支援：ポピュレーションアプローチの観点から、すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる
- ④家族支援：母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する



＜「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の基本理念＞
子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

＜現状・課題＞
○地域社会でのつながりの希薄化等による育児中の家庭の孤立化
○育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加
○産後の一定期間におけるサービスが不十分
○関係機関の間での情報共有などの連携が不十分

市町の体制整備
に向けた取組を
支援

＜取組の推進に向けた4つ視点＞
①継続的な支援 ②ワンストップの支援
③予防的支援 ④家族支援

「出産・育児まるっとサポートみえ」により取組を推進

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービス受けることができる新たな三重県の出産・育児支援体制

「出産・育児まるっとサポートみえ」の取組が進められることにより・・・

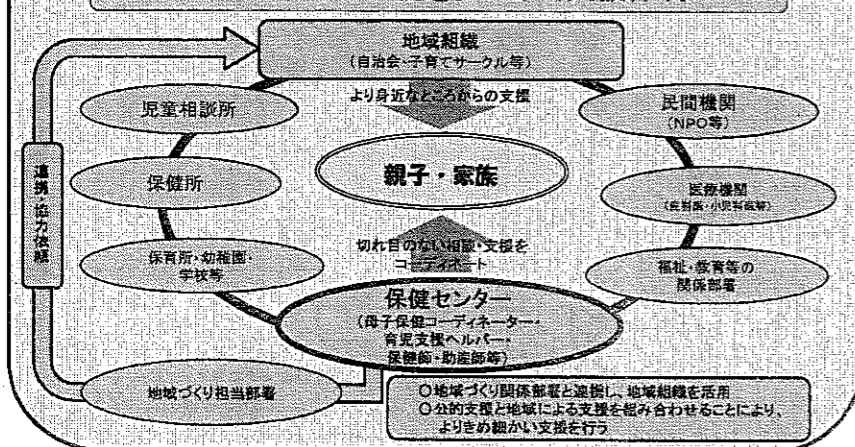
☆妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく必要なサービスが受けられます
☆市町の窓口で出産・育児に関する相談支援をワンストップで受けられます
☆すべての人が地域の身近なところで気軽に出産・育児のサポートが受けられます
☆母親と子どもだけでなく、父親や祖父母等の家族も必要なサポートが受けられます

「出産・育児まるっとサポートみえ」のイメージ

すべての市町において切れ目のない母子保健サービスが提供されている

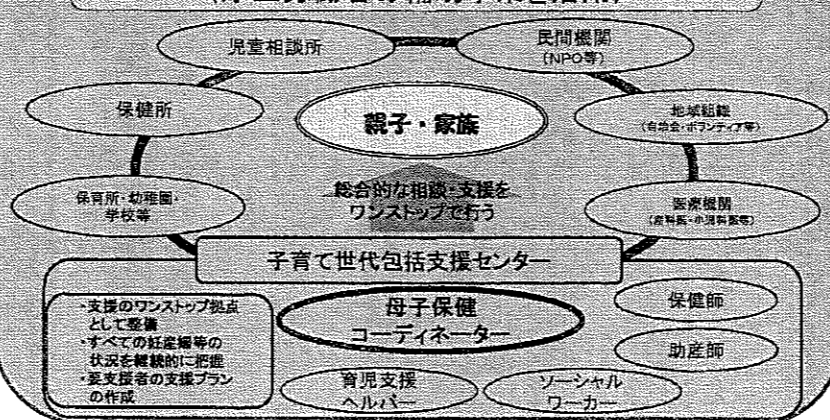
B市

地域組織との連携を強化した支援体制



A市

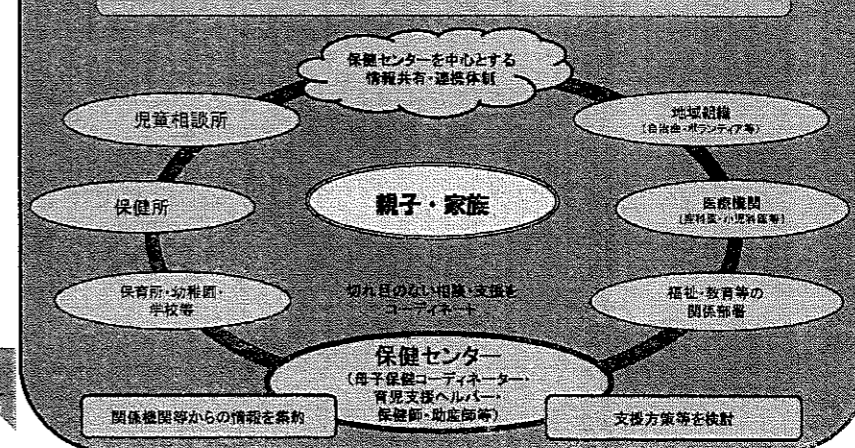
子育て世代包括支援センターによる支援体制 (厚生労働省の補助事業を活用)



それぞれの市町で地域の強みを活かした母子保健体制が整備されている

C町

既存の組織のネットワークを活用した支援体制



三重県

＜県の役割＝市町の体制整備に向けた取組を支援＞
○母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパーの人材育成及び活用促進
○母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援
・母子保健に関するデータの収集・分析及び市町への情報提供
・市町の母子保健体制の構築等に向けた情報提供や助言
○思春期ライフプラン教育や不妊・不育症治療に対する助成制度等の充実
○県医師会、県産婦人科医会、県小児科医会等の関係機関との総合調整
○地域社会全体で育児中の家庭を支える風土の醸成

画一的な支援体制の整備を図るのではなく、個々の地域の実情に応じた多様な支援体制の整備を支援する

□
□

□
□

13 包括外部監査結果に対する対応について

平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応方針及び平成 25 年度包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

1 平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応方針

(1) 監査テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査対象

平成 25 年度の健康福祉部の委託契約 818 のうち 43 の委託契約が抽出され、監査が実施されました。

(3) 監査結果

監査対象 43 の委託契約うち 20 の委託契約について指摘又は意見を受けました。(指摘 16 件、意見 9 件、計 25 件)

指摘又は意見の内容と対応方針の概要は次のとおりです。

ア 効果的・効率的な事業実施について

指摘又は意見の内容	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修会や障がい者就労支援の事業に関し、受講希望や就労支援のニーズに対応できるよう、研修会の開講回数、障がい者への支援回数や方法について検討されたい。(意見) 若年層の自殺対策の研修会の開催場所に関し、地域的な偏りがなくなるよう、事業の有用性を各市町教育委員会等に積極的に働きかけることが望まれる。(意見) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修会については開講数を増加します。また、障がい者就労支援については、当該事業だけでなく、他の事業と合わせ効果的な実施方法を引き続き検討します。 各市町教育委員会等には、引き続き事業の有用性を積極的に働きかけていきます。

イ 予定価格の設定について

指摘又は意見の内容	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の積算にあたっては、前年度の予定価格や参考見積書の金額によるのではなく、過年度の実施状況(実績)や類似業務の金額・単価と比較するなど、金額の妥当性を検証し積算すべき。(指摘、意見) 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度の実施状況(実績)や類似業務の金額・単価をふまえ、妥当性を検証して適切に積算します。

ウ 随意契約理由について

指摘又は意見の内容	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の内容等をふまえると、契約相手方との随意契約締結の合理性は認められるが、随意契約理由を十分かつ適切に記載すべき。(指摘) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約相手方の要件とその要件に基づく随意契約理由を明確に記載します。

エ 履行や成果の確認について

指摘又は意見の内容	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・履行確認にあたっては、実績報告書や明細書等の確認だけでなく、請求書等により経費の実在性等について確認すべき。また、ヒアリングにより確認した資料について保存することが望ましい。(指摘、意見) ・歯科医療技術者養成実習に関し、県が求める報告内容について、開催日や指導員への謝金の内訳だけでなく参加者氏名を記載するなど成果の報告を求めるべき。(指摘) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行確認にあたっては、多額な費用にかかる事項等について抽出し、請求書等により経費の実在性や目的への適合性を確認します。また、ヒアリングで確認した資料について、必要なものは、委託先に提出を求め保存します。 ・実績報告書の様式を変更し、成果が報告書により確認できるようにします。

(4) 外部委託事業実施にあたっての今後の対応方針

外部委託事業の実施にあたっては、企画段階から効果的・効率的な事業実施の検討に努めるとともに、契約手続きや履行確認については、会計規則等に基づき適切な事務処理に努めてきましたが、今回の指摘と意見をふまえ、客観性、経済性、費用対効果などの点から県民への説明責任が十分果たせるよう、委託にあたっての留意事項等を改めて整理し適切に対応していきます。

2 平成 25 年度包括外部監査結果に対する対応結果

(1) 監査テーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

(2) 監査結果と対応結果

医療施設耐震化整備事業に関する耐震化整備の入札手続きや災害時の資機材の保管方法のほか、障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業に関する通所系施設の耐震化の促進などについて指摘又は意見を受けました。

指摘又は意見に対する対応については、平成 25 年度健康福祉病院常任委員会においてお示しした対応方針どおり実施しており、指摘又は意見のとおり事務執行の改善を図ったことを報告します。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応方針
(健康福祉部)

テーマ・事業・監査結果	対応方針
テーマ：外部委託に関する事務の執行について	
1. 狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託	
① 四日市市との費用分担について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>年度末に受託業務による剰余金が生じた場合には、四日市市と協議のうえ、業務量を反映する比率として人口比を採用し、両者に戻入する方法で費用分担を実施している。本来、按分計算にあたっては、三重県分、四日市市分を区分して実際の業務量を把握し、それぞれの積算と比較して、別々に精算を実施すべきである。また、業務の区分が困難である場合は、業務委託金額の比による按分等を行うなど、今後は合理的な費用分担について検討する必要がある。</p>	<p>年度末に生じた剰余金について、余剰分の業務量を県と四日市市でそれぞれ積算することは困難であることから、四日市市と協議のうえ、平成26年度分から業務委託金額の比による按分等を行い戻入します。</p>
② 予定価格の設定にかかる積算（減価償却費、退職金引当費用）について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>減価償却費と退職金引当を予定価格に算入しているが、これらは、四日市市との間で分担すべき費用であることから、今後は積算の時点で、合理的な按分比率を使用し、三重県の負担額のみを予定価格に算入する必要がある。</p>	<p>減価償却費及び退職金引当費用の予定価格設定時における積算については、平成27年度事業分から三重県の負担額のみを予定価格に反映させます。</p>
③ 予定価格の設定にかかる積算（人件費）について（指摘）【イ、予定価格の設定について】	
<p>予定価格の積算に用いる人件費の単価の算定において、年間総労働時間に県と四日市市の人口比より算出した按分比を乗ずるのは合理的といえない。</p>	<p>人件費の積算に用いる単価の設定について、適切に積算します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
2 ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託	
① 随意契約理由の記載について(指摘)【ウ、随意契約理由について】	
<p>鈴鹿医療科学大学と随意契約を行う合理性はあると思われるが、委託先の要件が明確に示されていないことから、鈴鹿医療科学大学と随意契約する明確な理由につながっていない。このため、随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>委託業務の趣旨をふまえ、委託先の要件と随意契約の必要性を明確に示します。</p>
② 事業内容について(指摘)【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>本委託業務は、医療・健康・福祉分野の啓発活動という目的だけではなく、実際には緊急雇用創出事業実施要領に基づく事業であり、本委託業務を行うことによる直接的な雇用創出が第一義的な目的であるが、その点を考慮したとしても、事業内容は委託先構内での数回のパネル展示と一民間企業が開発した福祉事業にも活用可能な産業機械の紹介にとどまっているともいえ、事業規模と比較してその内容は伴っていないと思われる。支出に見合った十分な活動成果を上げる必要があった。</p>	<p>本事業は緊急雇用創出事業を活用していることから雇用創出を第一の目的としていますが、今後類似の委託業務を行う際には、事業規模に見合った成果が得られる内容について、十分検討したうえでいきます。</p>
3 平成25年度 離職者等就労支援事業	
① 委託業務の拡充について(意見)【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>介護職員初任者研修に関し、本委託事業には各回40名の定員が設けられており、受講希望者は延べ231名存在していたのに対し、受講希望者の半数以上にあたる延べ117名が受講することができなかった。県は介護職員初任者研修課程の指定事業者として60の事業者を指定しており、指定事業者であれば当該業務は実施可能である。この指定事業者からは講師の派遣を受けること等で人的資源に余裕が生まれ、開講数を増やすことが考えられる。また、日程の調整等を工夫することで、開講数を増やす余地があるように思われる。</p>	<p>平成25・26年度は年間3課程(定員117名)で実施してきましたが、平成27年度においては、学生等を対象とした1課程(定員39名)を増やし、年間4課程とするよう事業の拡充を予定しています。</p>
4 平成25年度 福祉・介護人材マッチング支援事業	
① システム改修費用の積算について(指摘)【イ、予定価格の設定について】	
<p>平成24年度及び平成25年度において、潜在的有資格者等データ整備・管理に関するシステム改修費が積算されたが、実際には改修の必要はなく、改修費用は発生しなかった。特に継続的に実施される事業において、過年度に不要と判断された事項を積算する場合、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討する必要がある。</p>	<p>継続事業において、過年度に不要と判断された事項については、翌年度の必要性について十分検討を行い、予定価格を適切に積算します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
② キャリア支援専門員にかかる人件費（意見）【イ、予定価格の設定について】	
<p>平成24年度及び平成25年度において、キャリア支援専門員にかかる人件費総額について、最終契約額が減額されている。</p> <p>継続する事業において、予定価格をより適切なものにするためには、積算額と実績が大きくかい離した場合、仕様書どおりの履行を確認できたのであれば、積算額の妥当性について再度検討し、翌事業年度の予定価格の積算に反映すべきである。</p>	<p>継続事業において履行実績を確認するとともに、積算の妥当性について十分検討を行い、予定価格を適切に積算します。</p>
③ 委託料の確定について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。</p> <p>具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや不自然なものについて明細を閲覧し、重点的に確認することが効率性の観点から妥当と考える。</p>	<p>委託料の確定において、多額な費用にかかる事項等を抽出し、仕様書と照らし合わせるとともに、適宜委託先に説明を求め、請求書等により、委託業務の経費の実在性や目的への適合性等を確認します。</p>
5. 平成25年度 福祉・介護の魅力発信事業	
① 実績報告書に掲載された広告について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>成果物として提出された実績報告書の末尾に、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保険広告が2ページにわたり掲載されていた。当該広告の掲載については、仕様書に記載されておらず、事前の合意もなかった。なお、この広告が実績報告書に掲載されていることで、県が広告料収入を得ていることはなかった。今後、県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう指導すべきである。</p>	<p>今後は、仕様書どおり履行がなされるよう徹底します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
6 シニア社会活動・健康づくり推進事業委託	
① 履行確認について（意見）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>ねんりんピックへの派遣事業の詳細について、実績報告書を入手した段階でヒアリングを実施し、内容確認等を行っているが、履行確認の記録資料は保存されていなかった。委託者として、支出内容の妥当性について確認したことを明らかにするためにも、資料を保存することが望ましいと考える。</p>	<p>履行確認の際、ヒアリング等で内容を確認した資料について必要なものは、委託先に提出を求め、写しまたは確認結果を保存します。</p>
7 精神通院公費診療報酬事務費(単価契約)	
① 履行確認について（意見）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務の履行確認では、県は委託先から県の負担額の審査・算定結果を入手するとともに、精神病床を有する18病院について抜き取りでレセプトとカルテの照合を行っている。しかし、その他の診療所等ではこうした照合等の手続きが行われていない。診療所は多額の公費診療報酬が生じるわけではないが、多数存在することから全体では金額的影響がある。このため、履行確認の対象範囲をより一層拡大し、診療所等を含めることが望ましい。一定額以上のものを対象としたり、ローテーションの考え方をを用いて対象とする診療所等を決定したりするなど、効率性及び実行可能性の観点もふまえ、履行確認の対象を検討されたい。</p>	<p>効率性、実行可能性の観点をふまえて確認方法を検討のうえ、診療所等についても履行確認の対象とすることを検討します。</p>
8 精神科救急医療システム運用事業委託	
① 事業計画書の入手について（指摘）【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本業務委託の委託契約書第4条によれば、受託者は年間の事業計画書を県に提出し、県の承認を受けるものとされている。しかし、実際には事業計画書は県に提出されておらず、同委託契約書第5条に基づき、受託者が県に毎月提出している当番表を事業計画書の提出とみなしていた。県は受託者に事業計画書の提出を求めるべきであった。</p>	<p>本業務委託の委託契約書第4条に基づき、受託者から「事業計画書」を徴取します。</p>
9 三重県障がい者就労安心事業	
① 有効活用について（意見）【ア、効果的・効率的な事業実施について】	
<p>平成19年度と比べて平成25年度の支援人数は約2倍になっており、本委託業務による支援を求める障がい者が増えているが、予算による制約があること及び業務内容が変わってきたことから、障がい者1人当たり単価は低下する傾向にある。県は、支援を必要とする潜在的な人数を把握するとともに、支援回数や支援方法について検討し、より効果的に事業を実施するよう努めていただきたい。</p>	<p>障がい者が地域で自立して生活していくため、就労の継続は重要であることから、障がい者就労安心事業の効果的な実施方法を引き続き検討します。また、当該事業以外にも障害者就業・生活支援センターによる就労支援の強化など、今後も障がい者の就労が継続されるための方策を検討します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
10. 三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)委託	
① 履行確認について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>委託先から提出された事業報告書には、所定の報告事項である1)他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等との調整した内容とその結果、2)緊急搬送に必要な共通紙の作成枚数と配布先、3)各産科医療機関からの相談・問い合わせ等の対応内容についての記載がなかった。また、セミナーの開催実績や研修受講実績とその成果の分析については、セミナー開催実績の記載のみであり、その成果の分析についての記載はなかった。</p> <p>所定の報告事項を記載していないこの事業報告書をもて、確認することは適切ではない。履行確認を慎重に行う必要がある。</p>	<p>今後は、提出された事業報告書に所定の報告事項が掲載されているかなど、履行確認を慎重に行います。</p>
11. 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業	
① 委託料の確定について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性 etc を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものと考えられる。</p>	<p>委託料の確定において、多額な費用にかかる事項等を抽出し、仕様書と照らし合わせるとともに、適宜委託先に説明を求め、請求書等により、委託業務の経費の実在性や目的への適合性等を確認します。</p>
12. 三重県地域医療研修センター事業委託	
① 委託料の確定について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費が適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。</p> <p>具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものと考えられる。</p>	<p>委託料の確定において、多額な費用にかかる事項等を抽出し、仕様書と照らし合わせるとともに、適宜委託先に説明を求め、請求書等により、委託業務の経費の実在性や目的への適合性等を確認します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>② 委託費で取得した備品等について（意見）【オ、その他】</p> <p>資産購入費で統計分析ソフト、プロジェクターが取得された。このような複数年にわたり使用することができる固定資産については、耐用年数にわたり使用できるように台帳等による適切な管理を行うことが求められる。</p> <p>委託費で取得した備品等については適切に管理がなされるように、契約書もしくは仕様書において、備品等の管理の必要性について明記すべきである。</p>	<p>委託契約の中で委託先が取得し、複数年にわたり使用することができる備品については、契約書もしくは仕様書に備品の管理の取扱いを記載します。</p>
<p>13. 難病相談支援センター事業</p>	
<p>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）【イ、予定価格の設定について】</p> <p>現在、報償費の積算に利用している報酬単価は通常の医師の報酬よりも相当低く、この報酬を前提に契約金額が定められていることは、医師の善意に頼って業務を行っているものと考えられ、短期的に適正な報酬とすることが困難だとしても、可能な範囲で医師の報酬を見直しすることを検討されたい。</p>	<p>当該事業の報償費は、相談会を年数回開催するにあたって、出席していただく医師への謝礼にあたるものです。県では、国庫補助事業において非常勤として雇い上げる医師の報酬単価が規定されていることから、非常勤で雇い上げる場合の医師への報酬や、年数回実施する相談業務等の謝礼として当該単価を使用しています。今回のご意見を受け、医師への報酬や報償費の単価設定の妥当性について検証します。</p>
<p>14. 平成25年度若年層の自殺対策推進体制構築事業</p>	
<p>① 研修会の実施地域の偏りについて（意見）【ア、効果的・効率的な事業実施について】</p> <p>研修会の実施地域について、地域的な偏りが生じるのは、仕様書において希望する教育委員会若しくは学校に対して研修会を実施するとあり、本委託業務を有用なもの判断した一部の教育委員会からのみ依頼を受けているため、当該教育委員会に属する中学校に開催が集中しているものと推定される。本委託事業は有用な事業と考えられるものであり、事業の有用性を各教育委員会や学校が理解し、研修会の開催を希望してもらうために、研修会の視察やアンケート結果を見せるなどしてより積極的な働きかけを行うことが望まれる。</p>	<p>平成26年度の保護者への研修会は、鈴鹿地域、松阪地域、津地域と偏りなく実施しています。また、生徒への出前授業についてもアンケート結果を活用するなど、各市町の教育委員会及び学校に理解し、希望してもらえるように働きかけています。今後も引き続き当該事業の有用性について、積極的に働きかけを行います。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
15. 障がい者(児)歯科医療事業業務委託	
① 変更契約にかかる成果の報告について(指摘)【エ、履行や成果の確認について】	
<p>障がい者(児)歯科医療技術者養成実習について、県が委託先に求めた報告内容は、開催日、担当指導員と謝金の内訳であるが、この報告内容では、仕様書のとおり実習が行われているかどうか分からず、事実を確認しようにも報酬を受領した担当指導員に確認するしか術はない。今後は、委託者が事業を実施したことを確認できるように、少なくとも、実習毎に参加した歯科医師や歯科衛生士の氏名を記載するなど、適切な成果の報告を求めるべきである。</p>	<p>実習に関する事業については、今後、実績報告書の様式を変更し、事業の成果が報告書にて確認できるようにします。</p>
16. がん検診受診促進・精度管理事業業務委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託業務では予算策定時の参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。 類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>予定価格の設定については、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況(実績)や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算します。</p>
17. 三重県地域がん登録運営事業委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託契約では以前に入手した参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。 類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>予定価格の設定については、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況(実績)や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算します。</p>
18. 母子寡婦福祉資金電子計算事務処理委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)【イ、予定価格の設定について】	
<p>本委託業務は継続的な契約であるため、平成25年度の契約時には、過年度の実施状況から、各作業項目別に人件費、経費、用紙代等の単価及び数量を明示した設計金額の内訳を作成することが可能であったと考えられる。そして、平成25年度の契約時には、県がそのような内訳を基に単価面、数量面から契約金額の合理性を検討することが望ましかった。</p>	<p>同様の業務を継続的に委託する場合の予定価格の設定については、前年度の委託先の見積書を参考とするのではなく、過年度の実施状況(実績)から各項目の必要額を積算します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
19 先天性代謝異常等検査事業業務委託	
① 随意契約理由の記載について(指摘)【ウ、随意契約理由について】	
<p>検査業務のほかにも、委託する際の条件である調査・研究・医療介入・治療や県内治療機関が集まったの研修会の実施などをふまえると、国立大学法人三重大学と随意契約を締結する合理性はあると思われるが、随意契約理由書の記載からはその合理性が確認できない。随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>委託する際の条件をふまえ、効率的・効果的な事業実施のための随意契約の必要性と理由を明確に記載します。</p>

平成25年度 包括外部監査結果に対する対応結果
(健康福祉部)

テーマ・事業・監査結果	対応結果
テーマ：防災・減災等事業に関する事務の執行について	
1. 医療施設耐震化整備事業について	
補助事業の契約方法等のモニタリングについて【指摘】	
<p>当該補助事業は、災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とするものであり、補助事業者が補助金を受けるには、適時に県に申請や報告を行わなければならない。また、県は適時に申請や報告を受けた上で、完成時には完成検査を実施している。</p> <p>ここで、医療施設補助金交付要領には補助金の交付の条件として、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」との定めがある。</p> <p>① A病院について 提出された事業計画書には、契約方法について一般競争入札とされており、実際に一般競争入札にて施工業者を選定している。しかし、県の作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に、「指名競争入札(4社)」と記載されていた。完成検査を実施し、その結果を適切に記録・保存することは、適切な補助金の支出に関する事務の執行において重要であるため、正確に記録すべきである。</p>	<p>①について 記載誤りのないよう、正確な記録に努めるとともに、課内において適切な事務処理及びチェック体制の強化について周知を図ることにより再発防止に取り組んでいます。</p>
<p>② B病院について B病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。上述のとおり、補助金を受けるには「一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定められていることから、B病院は県の契約手続の取扱いに準拠する必要がある。</p> <p>三重県会計規則運用方針では、県における契約方法はできる限り一般競争入札によることとし、指名競争入札を採用する場合には明確な理由が必要である。</p> <p>ここで、今回のB病院に対する補助金について、県が作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に「10社による指名競争入札。指名競争入札にした理由は、スケジュール的に厳しいため(過去にも一般入札にしたケースなし)」と記載されていた。</p>	<p>②、③について 当補助金交付にかかる留意事項として、入札実施に当たっては三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌のうえ入札方法及び手続きを検討、実施し、これらにかかる記録を保存する旨について医療施設補助金交付要領に明記し、補助対象事業者に対して示しました。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>しかし、三重県会計規則運用方針に照らすと、単にスケジュール的に厳しいことや過去に一般競争入札にしていなかったことは、指名競争入札とする明確な理由としては不十分であると考えられる。今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。</p> <p>③ C病院について C病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。また、県の作成する完成検査資料では、「関係市町のA及びBランク事業者の中で指名競争入札を実施」と記載されていた。</p> <p>C病院における請負工事等指名委員会の資料によると、指名競争入札とした理由について、「工事内容から判断するとC病院管内の建築業者でも施工が可能と判断し、厳しい過疎地における建築管内業者の育成という事も含め管内4業者を指名し競争入札とすることを決定する。」と記載されていた。</p> <p>しかし、管内の業者の育成の重要性は理解できるが、これは一般競争入札とした上で必要な参加資格を設定するなどによっても実現可能であり、三重県会計規則運用方針に照らすと、指名競争入札を採用する明確な理由とはならないと考えられる。また、三重県会計規則では「指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として五人以上指名しなければならない」とされているが、C病院については4業者しか指名されていない。競争性を確保するためには、入札参加者を必要以上に限定することは避けるべきである。</p> <p>B病院についての記載と同様であるが、今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。</p>	
<p>2. 災害医療体制強化推進事業について</p>	
<p>資機材の管理規定の整備と定期的な実地棚卸の実施について【指摘】</p>	
<p>県の広域搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」）としては、三重大学の運動場と伊勢市の宮川ラブリバー公園が位置づけられており、それぞれに必要な資機材が保管されている。これらは県の所有物であり、県の管理下にある。</p> <p>しかし、現状、これらの管理方法に関する規程が整備されておらず、定期的な実地棚卸が行われていない。これらの資機材については防災訓練等で使用されることもあり、また消毒液や保存水など使用期限がある物品もある。したがって、資機材の管理に関する規程を定め、それに従って定期的に実地棚卸を実施し、あるべき数量が、いつでも使用可能な状態で適切に保管されていることを確認すべきである。</p>	<p>SCU資機材の管理規程を定め、管理規程に実地棚卸に関する事項を規定しました。また、定期的に実地棚卸を行っています。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>資機材の保管方法について【意見】</p> <p>三重大学に保管されている資機材の保管場所のうち、グラウンドの傍の物置については、保管されている資機材の量に対して物置の大きさが小さく、物置の中は資機材が積みあがっている状況である。実際に現地を視察したところ、物置の奥の方の物品については、数人がかりで手前の資機材を一旦外に運び出さないと確認できない状況であった。災害時の混乱している状況下で、必要な資機材を速やかに利用するためには、十分な広さの保管場所を確保することが望ましい。</p>	<p>当該物置に保管されている資機材については、SCUの設置が必要となった場合、一部の資機材を使用するのではなく、全ての資機材を外に出して使用します。現状で全ての資機材を収納できる広さが確保されているため、実際の運用において支障はないと考えていますが、災害発生時により迅速な対応が可能となるよう効率的な収納に努め、定期的に保管状況の確認を行っています。</p>
<p>SCUの設置場所について【意見】</p> <p>三重大学は伊勢湾の海沿いにあり、その中でもグラウンドは伊勢湾に面した海拔1~2m程度の場所で、その傍にSCUの資機材保管用のメインの物置が設置されている。これでは、東日本大震災のような大災害が起き、津波がきた場合には、SCUとしての機能が果たせなくなる可能性があり、また必要な資機材も流されてしまい使用不能となるおそれがある。</p> <p>SCUの設置場所については平成19年3月の国の中央防災会議幹事会で策定された「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」にて指定されており、県だけの判断によりSCUの設置場所を変更することはできない。しかし、東日本大震災のような津波被害が発生してしまった現状としては、津波による被害も想定して、代替地を確保することが必要と考える。</p>	<p>SCU代替地の設置について国、県の関係機関と調整しています。</p>
<p>3. 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業について</p>	
<p>事業における目標の設定について【意見】</p>	
<p>障がい関係施設については、「入所施設における耐震化率」を数値目標としており、これは平成25年度の障がい者施設耐震化等整備事業により完了する見込みである。一方、障がい関係施設のうち通所系施設を主に対象とした本事業については、本事業単独での耐震化についての数値目標が設定されていない。これは、通所系施設は、新規事業所が年々開設され増加しており、本事業以外の要因により耐震化率などの数値が左右される要素が大きいこと、通所系施設は事業者が家主から施設を賃借して運営しているケースがあり、事業者の判断のみで耐震整備や耐震診断を実施できないケースがあることなどに起因している。</p>	<p>障がい福祉サービス事業所の通所系施設については、未耐震の施設が県内に残されていることから、施設が実施する耐震改修等にかかる施設整備への補助制度を継続するとともに、施設整備にかかる整備方針において、施設の耐震化を最優先事項としました。</p> <p>引き続き、耐震化に向けた有効な方策等を検討し、施設の耐震化を促進します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応結果
<p>本事業における平成24年度中の実績として、耐震診断は1件実施されたものの、耐震化が未実施の通所系施設90棟（平成24年4月1日時点）において耐震化整備の実績はない。これでは「命を守る緊急減災プロジェクト」の事業として、障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するという事業の目的を達成するには不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>入所施設に限らず、災害時要援護者である障がい者が利用する施設全体での耐震化を事業化している点は評価でき、本事業の実施や耐震化率といった数値目標の設定が難しい点は理解できる。しかし、事業者への働きかけなど当該事業の目的を達成するための何らかの方策や、本事業の成果や活動を表す目標の設定の検討は必要であると考えます。</p>	
<p>4. 家庭的養護体制充実支援事業について</p>	
<p>耐震診断業務の有効性や経済性の検討について【意見】</p>	
<p>児童福祉補助金交付要領によると、児童福祉関係施設を設置する社会福祉法人等（以下「補助事業者」）は、補助金の交付を申請するにあたり、耐震診断事業調書や面積表、耐震診断に要する予定金額がわかる見積書等を県に提出しなければならないとされている。</p> <p>補助対象面積あたりの補助対象事業費を比較してみると、補助事業者AとBの間では約4.6倍の差がある。つまり、補助事業者AはBの約4.6倍の単価で耐震診断を実施し、その結果、上限いっぱいまで補助金を支出していることになる。当該事業については、補助金支出に際して有効性や経済性の観点からの検討が十分になされておらず、いかなる理由でこのような単価の差が生じているのかが明らかでない。</p> <p>耐震診断を実施するには専門的な知識や技術が必要であり、対象建物の面積だけではなく建物の構造や立地等によっても費用は異なると考えられるため、単純に面積あたりの費用のみで耐震診断の有効性や経済性を判断することはできない。しかし、今回のように面積あたりの単価に大きな差がある場合などについては、その要因を分析し、単価が高いものについては施工業者の選定や耐震診断業務内容などにおいて経済性が確保されているか、逆に単価が低いものについては必要な業務が適切に実施され有効性が確保されているかといった点について、検討することが望ましい。</p>	<p>診断については、対象建物の面積のみならず、建物の構造や立地、建築年度、建築物や建築設備など実地調査すべき項目により、目視で実施できるもの、破壊試験を生じるものなどがあり、費用に多寡が生じるのはやむを得ないものと考えています。</p> <p>県では、国の社会資本整備総合交付金要綱に基づき、三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領を定めています。</p> <p>費用対効果、あるいは、経済性の面で不適切な診断が行われないように、要領には耐震診断者の要件を定めるとともに、補助基準額を定め過大な工事とならないよう抑制を図っているところであり、今後とも三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に基づき適切に事務を執行してまいります。</p>

耐震診断結果報告の記載事項の検討について【意見】

健康福祉部子育て支援課では補助事業者より提出された耐震診断結果報告書を取りまとめ、「民間建築物耐震診断補助事業 事業業務台帳」（以下「耐震診断台帳」）を作成し、県土整備部住宅課へ報告している。県土整備部住宅課においては、どの施設において耐震診断が実施されたのかを確認するのに当該資料を利用しているとのことである。

耐震診断台帳には評点欄が設けられており、耐震診断結果報告書に記載された評点のうち最も低い数値を記載している。耐震診断における指標には、一般的にI_s値とI_w値の2種類があり、I_s値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に、I_w値は木造の建築物等に対して用いられる指標である。

I_s値とI_w値では数値の意味が異なり、たとえば評点が0.6であった場合、I_s値では「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い」と判定されるのに対し、I_w値では「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と判定されることになり、まったく異なる判定結果となる。

しかし、上述の耐震診断台帳には、この評点の種類については何ら記載されておらず、単に評点として数値が記載されているのみであり、耐震性の有無について誤解を招く記述となっている。健康福祉部子育て支援課では、耐震診断結果報告書の内容を確認するにあたっては、評点の数値のみでなくその種別についても確認しているとのことであるが、そうであれば耐震診断台帳にも評点の種別の欄を設け、正確に記載すべきであると考えられる。

平成25年度分の県土整備部住宅課への報告等はご指摘をふまえて評点の種別を付記して実施しました。

【所管事項説明】

14 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年11月21日～平成27年2月15日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会
2 開催年月日	平成26年11月28日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 市川知恵子 他3名
4 諮問事項	不服審査請求について
5 調査審議結果	不服審査請求について審査し、処分は妥当との答申を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成26年12月11日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 宮本 佳宥 他3名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	申込者7件のうち6件については承認、1件については継続審議とされた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成26年12月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	10名の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年12月18日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改正について 2 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期計画（案）について 3 公立大学法人三重県立看護大学第一期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について
5 調査審議結果	1 審議を行い了承された。 2 第二期中期計画（案）に関して意見交換を行った。 3 第一期中期目標期間の業務実績に関する評価方法について審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年12月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。（2件） 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（3件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県難病医療審議会
2 開催年月日	平成27年1月7日
3 委員	会長 水谷 仁 副会長 竹井 謙之 他13名
4 諮問事項	1 新制度の概要等について 2 支給認定にかかる審査体制について
5 調査審議結果	1 新制度の概要等について報告し、意見交換を行った。 2 医療費助成の適正な支給認定にあたっての審査体制について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成27年1月15日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成27年1月22日
3 委員	部会長 中井 孝佳 副部会長 橋上 裕 他11名
4 諮問事項	1 平成26年度歯科口腔保健推進事業実績について 2 平成27年度歯科口腔保健推進事業(案)について 3 三重県における地域口腔ケアステーションの整備について
5 調査審議結果	1 平成26年度及び平成27年度の歯科口腔保健推進事業について、進捗状況及び事業計画等を報告し、意見交換を行った。 2 地域口腔ケアステーション体制整備事業について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 地域・職域連携部会
2 開催年月日	平成27年1月22日
3 委員	部会長 河野 啓子 副部会長 住田 安弘 他16名
4 諮問事項	1 地域・連携の推進に向けた取組について 2 食塩エコ事業の取組について 3 データヘルス計画策定に係る取組について
5 調査審議結果	1 地域・連携の推進に向けた取組について報告し、意見交換を行った。 2 食塩エコ事業の取組について報告し、意見交換を行った。 3 データヘルス計画策定に係る取組について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成27年1月26日
3 委員	会長 藤原 正範 会長代理 西口 裕 委員 佐藤ゆかり 他11名
4 諮問事項	1 三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画（最終案）について 2 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）について 3 里親審査部会の審議内容の報告について
5 調査審議結果	1 三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画（最終案）について審議し、その方向性について概ね了承を得た。 2 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の中間案について、とりまとめ状況と今後のスケジュールについて報告した。 3 里親審査部会の審議内容について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成27年1月28日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 濱田 正行 他12名
4 諮問事項	1 三重県がん診療連携推進病院の見直しについて 2 三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）の進捗について 3 平成26年度がん対策の取組状況について
5 調査審議結果	1 がん診療連携推進病院の見直しについて報告し、意見交換を行った。 2 三重県がん対策戦略プランの進捗について報告し、意見交換を行った。 3 平成26年度がん対策の取組状況について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成27年2月2日
3 委員	部会長 庵原 俊昭 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の最終案について 2 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」における小児救急を含む小児医療対策に関する進捗状況について 3 「三重県母子保健統計（平成25年）」について
5 調査審議結果	1 上記について説明を行い、概ね了承された。 また、新たな三重県の出産育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」についても了承を得た。 2 上記について報告し、意見交換を行った。 3 上記について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成27年2月3日
3 委員	会長 岡本 陽子 副会長 田口 鉄久 委員 駒田 幹彦 他14名
4 諮問事項	子ども・子育て支援事業支援計画（最終案）について
5 調査審議結果	上記について説明し、意見交換を行い、概ね了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 介護予防市町支援部会
2 開催年月日	平成27年2月4日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 朝倉 敬博 他10名
4 諮問事項	新しい総合事業への移行に向けての具体的な取組について
5 調査審議結果	平成26年度の市町の状況及び県の市町支援の取組を報告するとともに、平成27年度の県の市町支援の取組を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成27年2月4日
3 委員	会長 笠島 茂 副会長 村本 淳子 他17名
4 諮問事項	1 三重の健康づくり基本計画に関わる各分野事業の進捗状況について 2 平成27年度の健康づくり施策の展開について
5 調査審議結果	1 三重の健康づくり基本計画に関わる各分野事業の進捗状況について報告し、意見交換を行った。 2 平成27年度の健康づくり施策の展開について報告し意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者自立支援協議会
2 開催年月日	平成27年2月5日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 下方 宏明 他16名
4 諮問事項	1 相談支援体制の構築と計画相談の推進について 2 平成25年度障がい者虐待の状況について 3 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(最終案)について 4 各専門部会及び人材育成に関する検討委員会の進捗状況について
5 調査審議結果	上記計画案等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	平成27年2月7日
3 委員	会長 堀 浩樹 副会長 村本 淳子 他11名
4 諮問事項	今後の看護職員確保対策について
5 調査審議結果	今後の看護職員確保対策の具体的な内容等について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成27年2月12日
3 委員	部会長 齋藤 洋一 副部会長 谷井 久志 他18名
4 諮問事項	1 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について 2 平成27年度自殺対策の取組について
5 調査審議結果	1 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について報告し、意見交換を行った。 2 平成27年度の自殺対策の取組について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成27年2月13日
3 委員	会 長 貴島 日出見 委 員 伊藤 順子 他15名
4 諮問事項	1 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(最終案)について 2 三重県障害者自立支援協議会開催報告について
5 調査審議結果	上記計画案等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成27年2月13日
3 委員	会 長 馬岡 晋 副会長 羽根 司人 委 員 渥美 秀人 他10名
4 諮問事項	1 第6期介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画の最終案について 2 介護保険事業の人員、設備及び運営基準等に係る条例の一部改正案について 3 地域医療介護総合確保基金(介護分)について
5 調査審議結果	上記計画案等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	